

第9回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年10月15日(金) 13:30~

ところ 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 協議事項

- 協議第 37 号 新市建設計画について(継続)
- 協議第 43 号 各種事務事業(国際交流事業)の取扱いについて
- 協議第 44 号 各種事務事業(障害者福祉事業)の取扱いについて
- 協議第 45 号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて
- 協議第 46 号 各種事務事業(健康づくり事業)の取扱いについて
- 協議第 47 号 各種事務事業(都市計画関係事業)の取扱いについて
- 協議第 48 号 合併の期日について

(2) 提案事項

- 提案第 49 号 市町の慣行の取扱いについて
- 提案第 50 号 各種事務事業(広聴広報関係事業)の取扱いについて
- 提案第 51 号 各種事務事業(交通関係事業)の取扱いについて
- 提案第 52 号 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて
- 提案第 53 号 各種事務事業(その他各種福祉制度)の取扱いについて

5 その他

第10回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月8日(月) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第11回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月25日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市役所 5階 大会議室

第12回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

6 閉 会

第 9 回 協 議 会 会 議 資 料

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日

*** * 三木市・吉川町合併協議会 * ***

資料目次

番号	題名	ページ
協議事項		
協議第 37 号	新市建設計画について（継続）	1
協議第 43 号	各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて	6
協議第 44 号	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて	9
協議第 45 号	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて	18
協議第 46 号	各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて	31
協議第 47 号	各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについて	45
協議第 48 号	合併の期日について	51
提案事項		
提案第 49 号	市町の慣行の取扱いについて	53
提案第 50 号	各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて	59
提案第 51 号	各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて	63
提案第 52 号	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて	68
提案第 53 号	各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについて	93

協議第37号

新市建設計画について（継続）

新市建設計画「新市まちづくり計画」については、別添のとおりとする。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

第7章 財政計画

1 財政計画の基本的な考え方

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間の財政見通しについて、三木市と吉川町の過去の決算、16年度の決算見込み状況及び現在の財政制度等を参考に、普通会計一般財源ベースで作成したものであり、合併後の新市において、健全な財政運営が堅持できるかどうかを判断するための「財政のシミュレーション」です。現在の経済状況や行財政制度を基本に合併に伴う変動要因を加味して作成しており、今後の経済情勢や地方財政制度等の変化により変動することもあります。

また、新市の予算編成については、その時々々の社会経済情勢を勘案しつつ単年度ごとに収支均衡となることを基本として行うため本計画が将来の予算編成を拘束するものでもありません。

2 歳入

(1) 地方税

市民税、固定資産税、軽自動車税など住民、企業等に納めていただく税金です。

(2) 地方交付税

地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。

(3) その他の収入

地方譲与税

地方道路譲与税、自動車重量譲与税など国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されます。

利子割交付金

利子所得を県が課税し、その一部を市町村に対して交付するものです。

ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場の利用行為に対して県が課税し、その一部を交付金として市町村に交付するものです。

地方消費税交付金

都道府県が都道府県間における精算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する交付金額を当該都道府県の市町村に対して交付するものです。

自動車取得税交付金

都道府県が道路に関する費用に充てるために課税した収入額を一定の基準で市町村に交付するものです。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、市町村に交付するものです。

交通安全対策特別交付金

激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置等に必要経費として、国が都道府県及び市町村に交付するものです。

分担金・負担金

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける団体などから一定の基準によりいただく費用です。(幼稚園、保育料、土地改良事業分担金、民生費負担金など)

使用料及び手数料

使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただくものです。主なものは、体育施設使用料、住宅使用料(市営住宅の家賃)などです。

手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として支払っていただくものです。主なものは、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料などです。

国・県支出金

地方公共団体が行う事業に対して、国及び県が一定の基準により交付する費用です。(教育費国庫負担金、国庫補助金など)

財産収入

地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、または売払いをすることによって生じる現金収入のことです。主なものは基金利子、不動産売払収入などです。

繰入金

一般会計、他の特別会計及び基金などの会計の間において、相互に運用資金として繰入れる費用のことをいいます。

諸収入

上記に該当しない歳入費用のことで、延滞金、加算金、過料などがこれにあたります。

地方債

特定の歳出(学校や道路の建設等)に充てるため地方公共団体が年度を越えて元利を償還する借入金のことです。建設事業のための借入金为原则ですが、地方税の減税分を補う

減税補てん債、交付税財源の不足分を補う臨時財政対策債などの例外的な地方債もあります。

3 歳出

(1) 人件費

職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。

(2) 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、支出される費用のことです。

(3) 公債費

地方債の償還に充てる費用です。

(4) 投資的経費

いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。

(5) その他

物件費

賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料などです。

補助費等

団体に対する負担金や補助金、報奨金、賠償金などです。

積立金

特定の目的のために設けられた基金への積み立てに要する費用で、主なものに財政調整基金、減債基金、福祉基金などがあります。

繰出金

他会計に現金を移すための費用です。

その他の支出

・維持補修費

公共施設などの維持・補修に使われる費用です。

・投資・出資金・貸付金

投資：地方公共団体が現金を運用し、利子収入を得る目的で投資するための費用です。

出資金：水道や病院等の公営企業会計への出資等にあてられます。

貸付金：団体や個人への貸し付けにあてられる費用です。

4 新市の財政計画

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472
歳入計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631
人件費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180
扶助費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557
公債費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925
その他	8,929	8,736	8,416	8,482	8,448	8,458	8,466	8,497	8,464	8,413
物件費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025
積立金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41
繰出金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241
その他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346
歳出計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196
歳入歳出差引	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435

協議第43号

各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについて

各種事務事業（国際交流事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	国際交流事業の取扱い
調整内容	姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 姉妹都市・友好都市	1 姉妹都市・友好都市	合併後も交流を継続する。	
(1) 姉妹都市名	パイセリア市（アメリカ・カリフォルニア州）	(1) 友好都市名	コロワ市（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州）
(2) 提携年月日	昭和41年10月15日	(2) 提携年月日	平成9年4月11日
(3) 合意内容	相互の文化、産業の交流を図ると共に、両市の友好を深める。	(3) 合意内容	両市町間の交流を図り、両市町民の相互の理解と友好親善に努め、両市町の繁栄に寄与し、両市町間の友好と信頼の絆を築く。
(4) パイセリア市の概況	人口約100,000人 サンフランシスコとロスアンゼルスのおぼ中間に位置し、綿・ぶどう・オレンジ等の農業とその加工工業が盛んな都市	(4) コロワ市の概況	人口約11,000人 シドニー市の西南約500kmにある酪農・農業都市
(5) 交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親善使節団の派遣 ・交換学生の派遣・受入 ・公式行事への招致等 	(5) 交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親善訪問団の派遣 ・高校生の派遣・受入 ・公式行事への招致等

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 国際交流事業のうち高校生訪問団派遣・受け入れ事業等については、合併後速やかに実施内容を調整する。外国旗掲揚事業及び外国人留学生奨学金支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 同名姉妹都市交流については、合併時まで調整する。 2 国際交流については、事業としては新町に引き継ぎ、内容は新町において調整する。

協議第 4 4 号

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成 1 8 年度末までに統一する。
- 6 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
調整の具体的な内容		調整の具体的な内容	
1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業	1 福祉タクシー、福祉バス券交付事業	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 福祉タクシー	(1) 福祉タクシー		
タクシー料金の初乗り料金を助成する。	タクシー料金の初乗り料金を助成する。		
ア 対象者 身体障害 1～2級 1,162人	ア 対象者 身体障害 1～2級 148人		
知的障害 A判定 176人	知的障害 A判定 20人		
精神障害 1級 18人	精神障害 1級 3人		
計 1,356人	計 171人		
イ 助成内容 初乗り料金 560円/回			
(月4枚 年間48枚)			
ウ 支給状況 平成15年度実績 3,912,160円			
(2) 福祉バス	(2) 福祉バス		
神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、タクシーの乗車料金を助成する。	神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、タクシーの乗車料金を助成する。		
ア 対象者 70歳未満の以下条件を満たす人(70歳以上は高齢者福祉バスの対象となる。)	ア 対象者 70歳未満の以下条件を満たす人(70歳以上は高齢者福祉バスの対象となる。)		
第1種身体障害 745人	第1種身体障害 78人		
知的障害 A判定 176人	知的障害 A判定 20人		
精神障害 1級 18人	精神障害 1級 3人		
計 939人	計 101人		
イ 助成内容 バス・電車回数券 3,300円相当			
タクシー券 3,000円			
ウ 支給状況 平成15年度実績			
バス 1,237,300円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	2 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 重度身体障害者移動支援事業 車椅子や移動寝台に乗ったまま乗降できるリフト付きタクシーの運行に対し、タクシー業者に介助費を助成するとともに利用者の初乗り料金を助成する。	2 重度身体障害者移動支援事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 対象者 身体障害 1～2級 1,162人 知的障害 A判定 176人 計 1,338人	(H16.4.1現在) 参考：対象者 身体障害 1～2級 148人 知的障害 A判定 20人 計 168人		
(2) 助成内容 初乗り料金 650円/回 (月4枚 年間48枚) タクシー運行業者 700円/回			
(3) 支給状況 平成15年度実績 666,900円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
------	------------	------	-------------

調整内容 3 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

現 況		調整の具体的内容																																								
三 木 市	吉 川 町																																									
<p>3 高齢者等住宅改造助成事業（身体障害者等分） 身体障害者手帳（1～6級）療育手帳（A，B判定）を所持する 方で日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用の一部を助 成する。</p> <p>(1) 改造箇所と助成対象限度額</p> <table border="1"> <tr><td>浴室、洗面所</td><td>400,000 円</td></tr> <tr><td>便所</td><td>300,000 円</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>200,000 円</td></tr> <tr><td>廊下、階段</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>居室</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>台所</td><td>100,000 円</td></tr> </table> <p>ただし、合計 500,000 円を限度とする。</p> <p>(2) 助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>生計中心者が、市民税非課税世帯か均 等割のみ課税世帯</td><td>対象限度額の 1 / 2</td></tr> <tr><td>生計中心者が、市民税所得割課税世帯 か所得税課税世帯</td><td>対象限度額の 1 / 3</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 助成状況 平成 1 5 年度実績 7 件 944,000 円</p>	浴室、洗面所	400,000 円	便所	300,000 円	玄関	200,000 円	廊下、階段	100,000 円	居室	100,000 円	台所	100,000 円	区 分	補助率	生計中心者が、市民税非課税世帯か均 等割のみ課税世帯	対象限度額の 1 / 2	生計中心者が、市民税所得割課税世帯 か所得税課税世帯	対象限度額の 1 / 3	<p>3 住みよい福祉のまちづくり住宅補助事業（身体障害者等分） 身体障害者手帳（1～6級）療育手帳（A，B判定）を所持する 方で日常生活の利便を図るため、住宅を改造する費用の一部を助 成する。</p> <p>(1) 改造箇所と助成対象限度額</p> <table border="1"> <tr><td>浴室、洗面所</td><td>450,000 円</td></tr> <tr><td>便所</td><td>240,000 円</td></tr> <tr><td>玄関</td><td>180,000 円</td></tr> <tr><td>廊下、階段</td><td>160,000 円</td></tr> <tr><td>居室</td><td>190,000 円</td></tr> <tr><td>台所</td><td>160,000 円</td></tr> </table> <p>ただし、合計 1,000,000 円を限度とする。</p> <p>(2) 助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>区 分</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>生活保護法による被保護世帯</td><td>対象限度額の 3 / 3</td></tr> <tr><td>生計中心者が、町民税非課税世帯か 均等割のみ課税世帯</td><td>対象限度額の 9 / 1 0</td></tr> <tr><td>生計中心者が、町民税所得割課税世 帯</td><td>対象限度額の 2 / 3</td></tr> <tr><td>生計中心者が、所得税課税世帯</td><td>対象限度額の 1 / 2</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 助成状況 平成 1 5 年度実績 3 件 303,000 円</p>	浴室、洗面所	450,000 円	便所	240,000 円	玄関	180,000 円	廊下、階段	160,000 円	居室	190,000 円	台所	160,000 円	区 分	補助率	生活保護法による被保護世帯	対象限度額の 3 / 3	生計中心者が、町民税非課税世帯か 均等割のみ課税世帯	対象限度額の 9 / 1 0	生計中心者が、町民税所得割課税世 帯	対象限度額の 2 / 3	生計中心者が、所得税課税世帯	対象限度額の 1 / 2	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>
浴室、洗面所	400,000 円																																									
便所	300,000 円																																									
玄関	200,000 円																																									
廊下、階段	100,000 円																																									
居室	100,000 円																																									
台所	100,000 円																																									
区 分	補助率																																									
生計中心者が、市民税非課税世帯か均 等割のみ課税世帯	対象限度額の 1 / 2																																									
生計中心者が、市民税所得割課税世帯 か所得税課税世帯	対象限度額の 1 / 3																																									
浴室、洗面所	450,000 円																																									
便所	240,000 円																																									
玄関	180,000 円																																									
廊下、階段	160,000 円																																									
居室	190,000 円																																									
台所	160,000 円																																									
区 分	補助率																																									
生活保護法による被保護世帯	対象限度額の 3 / 3																																									
生計中心者が、町民税非課税世帯か 均等割のみ課税世帯	対象限度額の 9 / 1 0																																									
生計中心者が、町民税所得割課税世 帯	対象限度額の 2 / 3																																									
生計中心者が、所得税課税世帯	対象限度額の 1 / 2																																									

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	<p>4 はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。</p>		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
4 はり等施術助成事業 身体障害者の方が兵庫県はり、きゅう、マッサージ師会三木支部に加盟している施術所ではり、きゅう、マッサージ、あんま、指圧の施術を受ける場合、費用の一部を助成する。	(1) 対象者 身体障害者手帳1～6級を所持する者 2,465人 (2) 助成内容 助成利用券 1,500円/回 (年間12枚) (3) 助成状況 平成15年度実績 540,000円	4 はり等施術助成事業 なし (H16.4.1現在) 参考：対象者 身体障害者手帳1～6級を所持する者 336人	合併時に三木市の制度を適用する。
5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業 重度障害者（児）の介護者に手当を支給して、経済的負担の軽減と福祉の向上を図る。	(1) 対象者 居宅で6か月以上寝たきりの状態で、日常生活で常時介護を必要とする65才未満の身障手帳1・2級所持者又は療育手帳A判定の方を介護されている者に支給する。ただし、障害者が65歳未満の時よりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。 ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 10,000円/月 (県基準額) (3) 助成状況 平成15年度 支給者数 92人 支給額 10,690,000円	5 重度心身障害者（児）介護手当支給事業 重度障害者（児）の介護者に手当を支給して、経済的負担の軽減と福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅で6か月以上寝たきりの状態で、日常生活で常時介護を必要とする65才未満の身障手帳1・2級所持者又は療育手帳A判定の方を介護されている者に支給する。ただし、障害者が65歳未満の時よりこの手当の支給が行われている場合は、その障害者が65歳となった後も支給対象とする。 ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 15,000円/月 (県基準額に5,000円を上乗せ) (3) 助成状況 平成15年度 支給者数 15人 支給額 2,580,000円	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	障害者福祉事業の取扱い
調整内容	6 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 手話通訳者設置・派遣事業 手話通訳者の設置・派遣を行い、手話通訳により聴覚障害者等の福祉の向上を図る。 (1) 手話通訳者の設置 ・聴覚障害者等に対する手話相談 ・手話通訳者派遣のコーディネート 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 三木市役所 3階 第5相談室 (2) 手話通訳者の派遣 ・聴覚障害者が公的機関や医療機関などに出かけるときや講演会などに手話通訳者を派遣 派遣回数 267回(平成15年度) (3) 委 託 先 三木市登録手話通訳者協会(現登録者18人)	6 手話通訳者設置・派遣事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

関係法令

身体障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべての身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

知的障害者福祉法

(目的)

第1条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めることとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助成は、両市町で対象者や支給額に違いがあるので、住民に有利な野田市の制度に統一する。 ・心身障害者福祉作業所の運営は、それぞれの施設について現行のとおりとする。 ・知的障害者授産施設「あすなる職業指導所」、肢体不自由児通園施設「あさひ育成園」、知的障害児通園施設「こだま学園」、重度障害者通所施設「野田市立あおい空」、知的障害者更正施設「野田市立こぶし園」の送迎については、各施設でそれぞれ増車した場合、1台当たり年間800万円の委託料が必要となることから、バスの共用を図り対応する。（あすなる、こぶし、あおい空で1台増車（年間委託料約1,400万円）、あさひ、こだまで1台増車（年間委託料約800万円）。） ・身体障害者更正援護施設措置費は、両市町とも同様に事業実施をしており、現行のとおりとする（負担割合は、市1/2、町1/4と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担金の合計額より増える）。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。 ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。</p> <p>イ 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国又は県の障害者福祉事業(補助事業)については、現行のとおり新市において実施する。 2 町単独障害者福祉事業については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。ただし、障害者福祉計画は、合併後新市において策定する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者基本計画については、新町において新たに策定する。 2 心身障害者小規模通所援護事業については、新町に引き継ぐ。各施設への助成については合併後に再編する。 3 知的障害者地域生活支援事業については、新町に引き継ぐ。

協議第45号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 児童手当については、現行のとおりとする。
- 2 児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- 3 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。
- 4 保育所保育料については、平成18年度から統一する。
- 5 市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。
- 6 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。
- 7 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 8 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	1 児童手当については、現行のとおりとする。 2 児童扶養手当については、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
1 児童手当	(1) 支給対象者 小学校第3学年終了前児童を養育する者(所得制限あり) (2) 手当額 第1～2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 10,000円/人 (3) 支給方法 口座振替、窓口払 (4) 支給月 2・6・10月の各5日(年3回) (5) 支給状況 2,540人(平成15年度、対象は就学前児童を養育する者)	1 児童手当 (1) 支給対象者 小学校第3学年終了前児童を養育する者(所得制限あり) (2) 手当額 第1～2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 10,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 2・6・10月の各10日(年3回) (5) 支給状況 288人(平成15年度、対象は就学前児童を養育する者)	現行のとおりとする。
2 児童扶養手当	(1) 支給対象者 父親のいない家庭又は父親が極めて重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母で18歳(到達年度末)までの児童を養育している母親等 (2) 手当額 第1子 月 42,000円～9,910円/人 第2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 3,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 4・8・11月の各11日(年3回)、随時 (5) 支給状況 466人(平成15年度)	2 児童扶養手当(県事業) (1) 支給対象者 父親のいない家庭又は父親が極めて重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母で18歳(到達年度末)までの児童を養育している母親等 (2) 手当額 第1子 月 42,000円～9,910円/人 第2子 月 5,000円/人 第3子以降 月 3,000円/人 (3) 支給方法 口座振替 (4) 支給月 4・8・11月の各11日(年3回)、随時 (5) 支給状況 19人(平成15年度)	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い	
調整内容	3 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
3 児童センター	<p>(1) 目的 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図る。</p> <p>(2) 開館・休館時間等</p> <p>ア 開館時間 午前9時～午後5時30分(ただし、土曜日は、午前9時～午後0時30分)</p> <p>イ 休館日 毎週日曜日・祝日・年末年始(12月28日～1月4日)</p> <p>ウ 利用要件 ・市内の児童及びその保護者又は扶養義務者 ・地域子ども会、母親クラブ等児童の健全関係団体 (就学前の子どもは、保護者の付き添いが必要)</p>	3 児童館	<p>(1) 目的 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助長を図る。</p> <p>(2) 開館・休館時間等</p> <p>ア 開館時間 午前9時～正午・午後1時～午後4時30分</p> <p>イ 休館日 毎週日・月曜日・祝日(こどもの日を除く。)・年末年始(12月29日～1月3日)</p> <p>ウ 利用要件 ・町内外の児童及びその保護者又は扶養義務者 (就学前の子どもは、保護者の付き添いが必要)</p>	<p>現行のとおりとする。</p> <p>開館・休館時間等については、合併後速やかに検討する。</p>

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い	
調整内容	4 保育所保育料については、平成18年度から統一する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
4 保育所保育料（別表1参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料算定基準年齢 4月1日現在の満年齢 ・保育料世帯の階層 14階層 （世帯階層区分は、国の保育所徴収金基準表(7階層)より細かく定義している。） ・入所の日の属する月から退所の日の属する月までの分を徴収する。（納付 毎月25日に口座振替） 	4 保育所保育料（別表1参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料算定基準年齢 4月1日現在の満年齢 ・保育料世帯の階層 7階層 （世帯階層区分は、国の保育所徴収金基準表に準じている。） ・入所の日の属する月から退所の日の属する月までの分を徴収する。（納付 毎月26日に口座振替） 	平成18年度から統一する。 統一する保育料については、国の基準の改定等を勘案し、検討する。

別表 1

三木市・吉川町保育料比較表（平成16年度）

階層区分				保 育 料 月 額 (単位:円)										
				3歳未満児			3 歳 児			4歳以上児				
三木市	吉川町	国	定義	三木市	吉川町	国	三木市	吉川町	国	三木市	吉川町	国		
A	第1	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 0	第2	第2	A階層(第1階層)及びD階層(第4~第7階層)を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0		
B 1	第2	第2		"	7,000	9,000	9,000	5,100	6,000	6,000	5,100	6,000	6,000	
C 0	第3	第3	市民税課税世帯	11,700	18,500	18,500	9,900	15,500	15,500	9,900	15,500	15,500		
C 1	第3	第3	均等割の額のみ の世帯	16,500	19,500	19,500	13,500	16,500	16,500	13,500	16,500	16,500		
C 2				所得割の額のある世帯			17,900			14,700			14,700	
D 1	第4	第4	A階層(第1階層)を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	25,000円未満	20,400	30,000	30,000	30,000	16,800	27,000	27,000	16,800	27,000	27,000
D 2				64,000円未満	26,100		23,100		23,100					
D 3	第5	第5	A階層(第1階層)を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	112,000円未満	30,000	44,500	44,500	44,500	27,000	29,100	41,500	27,000	27,900	41,500
D 4				160,000円未満	38,800		33,100		30,000					
D 5	第6	第6	A階層(第1階層)を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	284,000円未満	44,500	51,400	61,000	61,000	39,300	30,200	58,000	33,100	28,200	58,000
D 6				408,000円未満	52,600		77,000				77,000			
D 7	第7	第7	A階層(第1階層)を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	560,000円未満	57,500	53,900	80,000	80,000	31,600	77,000	28,800	77,000	77,000	
D 8				560,000円以上	61,000									

(注)

- 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目の児童は上記金額の2分の1、3人目以降は上記金額の10分の1（三木市は100円未満切捨て、吉川町及び国の基準は10円未満切捨て）
- 三木市のB0階層（吉川町及び国の基準の第2階層）は、市町村民税非課税世帯であって、次に掲げる世帯にその児童が属している場合に適用する。
 - 母子及び父子世帯
 - 身体障害者手帳及び療育手帳の所有者がいる世帯
 - 特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している世帯
 - 要保護が必要と認められた世帯（国の基準はなし）
- 三木市のC0階層（吉川町及び国の基準の第3階層）は、市町村民税課税世帯であって、前項各号に掲げる世帯にその児童が属している場合に適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	5 市町立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
5 市立保育所 (1) 保育所名・定員 ・上の丸保育所 90名 ・別所保育所 90名 ・志染保育所 75名 (2) 保育時間・休業日等 ア 保育時間 平日 午前7時30分～午後6時30分 土曜日 午前8時～午後1時 イ 休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月4日) 年度末(3月30日～4月2日) (3) 給食 ・月～土曜日まで実施 (4) 延長保育 ア 延長保育時間 平日 午後6時30分～午後7時 イ 延長保育料 月額 1,000円 別途 おやつ代 日額 100円		5 町立保育所 (1) 保育所名・定員 ・吉川保育所 90名 (2) 保育時間・休業日等 ア 保育時間 平日 午前7時～午後6時 土曜日 午前7時～午後6時 イ 休業日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) (3) 給食 ・月～金曜日まで実施 (4) 延長保育 ア 延長保育時間 平日 午後6時～午後7時 イ 延長保育料 月額 2,500円(おやつ代を含む。)	
調整の具体的内容			
保育所については、次のとおりとする。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 平成18年度から吉川町の制度に統一する。 (3) 平成18年度から三木市の制度に統一する。 (4) 平成18年度から吉川町の制度に統一する。			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	6 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。 7 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
6 次世代育成支援対策推進行動計画 (1) 行動計画の策定内容（5年毎） ア 地域における子育ての支援 イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ウ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 エ 子育てを支援する生活環境の整備 オ 職業生活と家庭生活との両立支援 カ 子ども等の安全の確保 キ 要保護への対応など決め細やかな取り組みの推進 ・福祉サービスの目標事業量の設定	6 次世代育成支援対策推進行動計画 (1) 行動計画の策定内容（5年毎） ア 地域における子育ての支援 イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 ウ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 エ 子育てを支援する生活環境の整備 オ 職業生活と家庭生活との両立支援 カ 子ども等の安全の確保 キ 要保護への対応など決め細やかな取り組みの推進 ・福祉サービスの目標事業量の設定	合併時に三木市の計画に統一する。 計画準備段階より情報を共有しながら計画を策定する。	
7 家庭児童相談室 (1) 目 的 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るために、児童問題全般にわたり、専門的な相談指導を実施する。 (2) 内 容 ・電話又は来庁による面接相談 ・保育所在園児の相談(発達) ・保育士研修(障害児保育) ・家庭児童相談員(嘱託) 2名 週3日勤務	7 家庭児童相談室 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業の取扱い
調整内容	8 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。		
現		況	
三木市		吉川町	
8 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 加入していない	8 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 (1) 目的 肢体不自由児の機能を治療するとともに独立自活に必要な知識技能を習得し、親子共々将来にわたり幸せにすこやかに育つ支援として事務組合に加入している。	調整の具体的内容 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。 吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。	
参考：三木市の対象児 高砂児童学園 4人 市内保育所 32人 遊びの教室 14人 その他通所していない障害児 約10人	(2) 組合の概要 ア 所在地 加東郡滝野町下滝野1283-1 イ 管理者 滝野町長 ウ 組合加入 西脇市・小野市・加西市・社町・滝野町・東条町・市町 中町・加美町・八千代町・黒田庄町・吉川町 エ 負担金 2,561,000円(平成15年度実績) 均等割20/100・人口割80/100 オ 選出議席 1席 カ 組合議会 年2～3回 (3) 通園状況 ア 就学前児 2名		

関係法令

児童手当法

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- (1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
イ 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）
ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

（3歳以上小学校第3学年修了前の児童に係る特例給付）

附則第7条 当分の間、次の各号のいずれかに該当する者であつて日本国内に住所を有するものに対し、児童手当に相当する給付を行う。

- (1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
イ 3歳以上の児童であつて9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「3歳以上小学校第3学年修了前の児童」という。）
ロ 3歳以上小学校第3学年修了前の児童を含む2人以上の児童
- (2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
- (3) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が小学校第3学年修了前特例給付支給要件児童であるときに限る。

児童扶養手当法

(支給要件)

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）を管理する町村長は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当を支給する。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

児童福祉法

(保育の実施)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第56条

1～2 (省略)

3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

次世代育成支援対策推進法

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 保育内容については、廿日市市の例による。ただし、保育終了時間については、佐伯町の例による。</p> <p>(2) 保育料については、3市町村のバランスと保育事業における財源への影響に留意しながら、新たな保育料を設定することとする。なお、月の中途における入退園の場合の保育料計算方法については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から日割計算の方法に統一する。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育料は、本来であれば、階層区分が簡素化され、国基準に近い関宿町の設定が望ましいが、野田市では14年2月に保育料引き上げを見送る方針を固めたばかりであるため、環境が整うまでの間の措置として、野田市の基準に合わせることにする。 ・保育所の職員配置基準は、両市町で違いがあるが、当面は両市町の現行の制度で実施し、将来は基準を統一する。 ・学童保育所保育料は、最高のD階層を除き、野田市の方が手厚く設定されていることから、野田市の基準に合わせることにする。 ・学童保育所は、両市町で違いがあるので、野田市の制度に統一する。ただし、閉所時間については、市民にとって有利な関宿町の制度を適用する。 ・母子福祉推進員協議会は、合併後の補助金については、野田市の現在の補助額を交付する。母子福祉推進員に対する報償金については、両市町の金額に違いがあるので、野田市の金額に統一する。 ・児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法によることから、対象者や手当額等支給の内容に違いはないが、本年8月より支給事務の権限が千葉県より市に委譲され、これに伴い県が負担していた事業費(全体の1/4)を市が負担することになるため、合併後は、関宿町分の事業(1/4)も新市が負担することとなる。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の制度に基づく児童手当等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 放課後児童クラブについては、合併時に内容を再編し実施する。 3 福祉年金支給事業については、受給資格を調整し実施する。 4 児童館については、合併時に利用時間等の調整を行う。 5 保育関係事業については <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人(私立保育園)助成事業は、合併時に再編する。 (2) 公立保育園は、現行どおり新市に引き継ぐ。 (3) 保育料は、減免措置も含め合併時に調整するが、合併後も国の基準及び近隣市町を参考に見直しを行う。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時まで新町計画として策定する。 2 学童保育事業については、合併時に再編する。 3 その他母子・父子対策事業については、合併後に再編する。 4 保育所施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。受入内容については、合併時に再編する。 5 保育料及び減免規定については、合併時に再編する。 6 延長保育事業及び一時保育事業については、合併時に再編する。 7 保育所バス運行については、新町に引き継ぐ。利用料については、合併時まで調整する。

協議第 4 6 号

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて

各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。
- 2 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。
- 3 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。
- 4 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。
- 5 成人・老人保健事業については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 6 母子保健事業については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 7 予防接種事業については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 8 高齢者インフルエンザ事業については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い	
調整内容	1 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。			
現 況		調整の具体的内容		
三 木 市		吉 川 町		
1 健康福祉フェスティバル	<p>目 的 すべての人が共に生きることを求めて支えあい、一人ひとりが健康で生きがいを持って生きることができる地域を築く。</p> <p>主催者 三木市、実行委員会</p> <p>開催日 毎年8月下旬～9月上旬の日曜日</p> <p>会 場 三木市文化会館、みっきいホール</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典、講演 ・健康福祉イベント ・健康チェック ・健康相談 ・ふれあいステージ ・福祉バザー ・模擬店 ・施設作品展・販売 ・各実施団体コーナー ・スタンプラリー 	1 健康福祉まつり	<p>目 的 健康福祉のあり方を住民のひとりひとりが自分のこととしてとらえ、みんなで助け合い支え合う「共に生きる地域・町づくり」を考える場とする。</p> <p>主催者 吉川町</p> <p>開催日 毎年6月下旬の土曜日</p> <p>会 場 吉川町健康福祉センター</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典、講演 ・健康福祉イベント ・健康チェック ・健康相談 ・各種団体コーナー ・福祉バザー 	三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として、形を変えて存続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	2 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。 3 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	
2	三木市総合保健福祉センター (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～土曜日 午前9時～午後10時 日曜・祝日 午前9時～午後5時 イ 休館日 毎月第4月曜日・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・研修室、栄養指導室 ・会議室、談話室、視聴覚室、健康教育室 ・体力測定室 ・リラックスコーナー ・休日歯科診療所 ・医師会事務所 ・歯科医師会事務所 ・福祉公社 	2 吉川町健康福祉センター (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 イ 休館日 毎週土・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・健康プール ・健康医療相談所 ・児童館 ・コミュニティホール ・ミーティングルーム ・調理実習室 ・セミナールーム ・あすなる作業所 	現行のとおりとする。 施設の名称については、合併までに検討する。
3	健康プール なし	3 健康プール(健康福祉センター 地下1階) (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 火～土曜日 午前9時～正午と午後1時30分～午後4時30分 イ 休館日 毎週日・月曜日・祝日(こどもの日を除く。)・年末年始(12月29日～1月3日) (2) 施設概要 ア 目的 町民の健康増進とリハビリ等 イ 施設内容 <ul style="list-style-type: none"> ・プール(15m×5m 深さ1.2m) ・幼児用プール(深さ0.5mの変形プール) 水中歩行等の運動指導等がある。	現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	4 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
4 健康医療相談所 なし		4 健康医療相談所（健康福祉センター 2階） (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 イ 医師相談 水・金曜日 午後2時～午後4時 ウ 休館日 毎週土・日曜日・祝日・年未年始（12月29日～1月3日） (2) 施設概要 ア 目的 平成12年度より町民の疾病予防や健康づくりの拠点として開設し、町民が気軽に健康・医療について医師と相談し、生活習慣病を予防することにより、国保医療費の削減につなげる。 イ 事業等 ・一般個別健康相談 ・生活習慣病予防相談（個別運動教室） ・個別禁煙相談 ・肝炎相談（肝炎ウイルス検診） ・骨粗しょう症予防相談 ・はたちの健診 ウ 料金 ・相談 無料 ・検査料（70才以上無料） 血液検査 1,000円 血圧脈波検査 600円 肺機能検査 600円 骨密度検査 500円	現行のとおりとする。 利用者を三木市まで拡大する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

				専門部会名 健康福祉部会			
協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目		健康づくり事業の取扱い	
調整内容		5 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。					
現 況				調整の具体的内容			
三 木 市				吉 川 町			
5 成人・老人保健事業				5 成人・老人保健事業			
区 分	検診内容等	対象者	料 金	区 分	検診内容等	対象者	料 金
基本健康 診査(町ぐるみ健診)	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、健康相談、問診、心電図検査、眼底検査、診察 ・実施回数 地区 15回 総合保健福祉センター 11回 計 26回 ・実施月 6月～12月	16歳以上	1,200円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	基本健康 診査(町ぐるみ健診)	身体計測、検尿、血圧測定、血液検査、総合問診、心電図検査、眼底検査、診察 ・実施回数 健康福祉センター 5回 ・実施月 7月・2月	20歳以上	1,000円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)
がん検診	胃がん検診(胃部X線間接撮影)	35歳以上	1,200円	がん検診	胃がん検診(胃部X線間接撮影)	40歳以上	700円
	肺がん検診(胸部X線間接撮影)	16歳以上	300円		肺がん検診(胸部X線間接撮影)	40歳以上	100円
	肺がん検診(喀痰細胞検査)	40歳以上	500円		肺がん検診(喀痰細胞検査)	40歳以上	500円
	大腸がん検診(便潜血検査)	40歳以上	500円		大腸がん検診(便潜血検査)	40歳以上	300円
	子宮がん検診(子宮頸部細胞診)	30歳以上	1,200円		子宮がん検診(子宮頸部細胞診)	30歳以上	800円
	前立腺がん検診(血液検査)	50歳以上	1,000円		前立腺がん検診(血液検査)	50歳以上	1,000円
	乳がん検診(マンモグラフィ・視触診)	40歳以上	3,000円		乳がん検診(マンモグラフィ)	40歳以上	1,000円
	・上記いずれも、町ぐるみ健診時に実施		(上記いずれも、40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)		乳がん検診(視触診)	30～39歳	200円
				平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目		健康づくり事業の取扱い		専門部会名 健康福祉部会	
現				況				調整の具体的内容	
三木市				吉川町					
区分	検診内容等	対象者	料金	区分	検診内容等	対象者	料金		
骨粗しょう症検診	超音波骨密度測定 ・町ぐるみ健診時に実施	30歳以上	1,000円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	骨粗しょう症検診	超音波骨密度測定 ・健康医療相談所にて骨粗しょう症予防相談として実施	30歳以上	500円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	
歯周病疾患検診	問診・歯科検診・口腔内診査・歯科保健指導 ・検診回数 総合保健福祉センター(11回)	40歳以上	500円	歯周病疾患検診	問診・歯科検診・歯科衛生指導 ・2月町ぐるみ健診時に実施(1回)	40歳 50歳	無料	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	
肝炎ウイルス検診	節目検診 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 節目外検診 過去に広範な外科的処置を受けたが定期的に肝機能検査を受けていない人、過去に肝機能異常を指摘されたが検査を受けていない人等 要指導者検診 基本健診受診者 上記いずれも ・問診・採血 ・町ぐるみ健診時に実施		1,000円 (40歳・50歳・70歳以上・市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	肝炎ウイルス検診	節目検診 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳 節目外検診 過去に広範な外科的処置を受けたが定期的に肝機能検査を受けていない人、過去に肝機能異常を指摘されたが検査を受けていない人等 要指導者検診 基本健診受診者 上記いずれも ・問診・採血 ・町ぐるみ健診時に実施		1,000円 (70歳以上・町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料)	平成18年度から三木市の制度に統一する。町ぐるみ健診と併せて実施する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	6 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 母子保健事業	6 母子保健事業	平成18年度から三木市の制度に統一する。実施場所は、現行のとおりとする。吉川町健康福祉センターで実施する場合は、乳幼児健康診査をまとめて実施する。	
(1) 1歳6か月児健康診査	(1) 1歳6か月児健康診査		
ア 対象者 三木市内に住所を有する1歳6か月児とする。やむを得ない場合は、1歳6か月に達し2歳を超えない範囲の児童	ア 対象者 吉川町内に住所を有する1歳6か月児～1歳9か月児		
イ 実施場所 総合保健福祉センター	イ 実施場所 健康福祉センター		
ウ 実施回数 毎月1回(概ね第2木曜日)	ウ 実施回数 年4回(5月・8月・11月・2月の第2又は第3木曜日)		
エ 健診項目	エ 健診項目		
・身体計測	・身体計測		
・問診	・問診		
・診察	・診察		
・歯科検診及び歯科指導	・歯科検診及び歯科指導		
・健診結果説明	・健診結果説明(保健相談)		
・必要に応じて、心理相談、栄養相談、保育相談	・必要に応じて、栄養相談、発達相談		
(2) 3歳児健康診査	(2) 3歳児健康診査		
ア 対象者 三木市内に住所を有する満3歳を超え満4歳に達しない幼児	ア 対象者 吉川町内に住所を有する3歳～3歳3か月児		
イ 実施場所 総合保健福祉センター	イ 実施場所 健康福祉センター		
ウ 実施回数 毎月1回(概ね第2金曜日)	ウ 実施回数 年4回(6月・9月・12月・3月の第2木曜日)		
エ 健診項目	エ 健診項目		
・身体計測	・身体計測		
・問診	・問診		
・診察	・診察		
・歯科検診	・歯科検診		
・健診結果説明	・健診結果説明		
・眼の写真撮影	・眼の写真撮影		
・保育士による設定遊び	・指導厚生員による設定遊び		
・尿検査	・尿検査		
・必要に応じて、心理相談、栄養相談、保育相談	・必要に応じて、栄養相談、保育相談		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	健康づくり事業の取扱い	
					専門部会名	健康福祉部会
現 況					調整の具体的内容	
三 木 市			吉 川 町			
(3) 乳児集団健康診査 ア 対象者 三木市内に住所を有する4か月児(月別) イ 実施場所 総合保健福祉センター ウ 実施回数 毎月1回(概ね第4水曜日) エ 健診項目 ・身体計測 ・問診 ・診察 ・健診結果説明及び保健指導 ・栄養相談			(3) 乳児集団健康診査 ア 対象者 吉川町内に住所を有する4か月児(3~4か月)・7か月児(7~8か月)・1歳児(各月別) イ 実施場所 健康福祉センター ウ 実施回数 月1回(概ね第2火曜日) エ 健診項目 ・身体計測 ・問診 ・診察 ・健診結果説明及び保健指導 ・栄養相談			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	7 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
7 予防接種事業（個別実施）	7 予防接種事業（個別実施）	平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、当面は三木市内医療機関でも接種できることとする。	
(1) 三種混合	(1) 三種混合		
対象者 第1期（初回） 生後3～90か月未満（3～8週間隔で3回）	対象者 第1期（初回） 生後3～90か月未満（3～8週間隔で3回）		
第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、12～18か月後で1回）	第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、12～18か月後1回）		
実施場所 三木市内の実施医療機関	実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関		
(2) 麻しん・風しん	(2) 麻しん・風しん		
対象者 生後12～90か月未満（1回）	対象者 生後12～90か月未満（1回）		
実施場所 三木市内の実施医療機関	実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関		
(3) 日本脳炎	(3) 日本脳炎		
対象者 第1期（初回） 満3歳から90か月未満（1～4週間隔で2回）	対象者 第1期（初回） 満3歳から90か月未満（1～4週間隔で2回）		
第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、1年後で1回）	第1期（追加） 生後90か月未満（初回終了後、1年後で1回）		
第2期（追加） 小学校4年生（1回）	第2期（追加） 小学校4年生（1回）		
第3期（追加） 中学校3年生（1回）	第3期（追加） 中学校3年生（1回）		
実施場所 三木市内の実施医療機関	実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関		
(4) 二種混合	(4) 二種混合		
対象者 小学校6年生（1回）	対象者 小学校6年生（1回）		
実施場所 三木市内の実施医療機関	実施場所 三木市、吉川町、三木市内の実施医療機関		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	健康づくり事業の取扱い
調整内容	8 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
8 高齢者インフルエンザ事業	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三木市内に住所を有する満65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める者 <p>実施場所 北播磨の実施医療機関</p>	<p>8 高齢者インフルエンザ事業</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉川町内に住所を有する満65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める者 <p>実施場所 北播磨・三田市の実施医療機関</p>	<p>平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、三木市内の医療機関でも接種できることとし、公費負担は統一する。</p>

関係法令

母子保健法

(知識の普及)

第9条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第10条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊婦、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第11条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(健康診査)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- (1) 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- (2) 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

予防接種法

(目的)

第1条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(予防接種の定義及び予防接種を行う疾病の範囲)

第2条 この法律において「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。この法律において「一類疾病」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風

(8) 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「二類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

（定期予防接種の実施）

第3条 市町村長は、一類疾病及び二類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて政令で定めるものに対し、保健所長〔特別区及び地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（第9条において「保健所を設置する市」という。）にあつては、都道府県知事とする。〕の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

（予防接種等に要する費用の支弁）

第21条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする

（実費の徴収）

第24条 第3条第1項の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 各種健診事業（成人、乳幼児）については、廿日市市の例による。ただし、対象者については、次のとおりとする。</p> <p>ア 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。</p> <p>イ 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法（個別接種、集団接種）については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めることとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1．保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。</p> <p>2．別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする。</p>
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査等の各種検診は、委託先等実施方法で両市町の内容に違いがあるので、基本的に野田市の制度を適用する。乳がん検診のマンモグラフィー検査、成人歯科検診は、野田市では実施していないので、関宿町の内容を野田市にも適用する。関宿町の胃がん検診車は医師会で確保する。 ・骨粗鬆症検診は、野田市の方式に統一する。（現在、健康づくりフェスティバルにおいて実施していることから、この方法は継続し、その他の方法として骨密度測定器を購入し、保健事業の中で実施するほか、ロビーにコーナーを設け、常時測定できるような自己検診の体制をとる。）

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	1 母子保健事業、成人・老人保健事業及び健康づくり事業については、新市において実施することを基本とし、事業内容(対象者・実施回数・個人負担等)を合併時に調整する。 ただし、母子保健計画は合併後新市において策定する。また、母子保健推進員制度及び健康づくり推進協議会は再編し、新市に設置する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	(1) 母子保健事業(訪問事業)については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 母子保健事業(相談事業、健診事業)の対象、回数、会場については、新市発足時に西脇市の例により統合する。ただし、内容については調整する。 (3) 予防接種事業については、新市発足時に再編する。 (4) 成人・老人保健事業(集団健康教育・相談事業、健康診査事業、人間ドック受診助成事業)については、新市発足時に再編する。 (5) 成人・老人保健事業(個別健康教育・相談事業)については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 (6) 健康づくり推進協議会については、新市において新たに設置する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	1 予防接種事業については、合併時に再編する。 2 健康づくり推進協議会については、合併後速やかに再編する。報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。 3 保健衛生推進委員会については、合併後に再編する。 4 母子保健推進委員会については、合併時に廃止する。

協議第47号

各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 都市計画については、合併後5年以内に調整する。
- 2 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 建設部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	都市計画関係事業の取扱い
調整内容	1 都市計画については、合併後5年以内に調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>1 都市計画</p> <p>(1) 都市計画区域（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 都市計画区域名：東播都市計画</p> <p>A = 約7,446 h a</p> <p>その他の区域（細川町及び口吉川町）は、都市計画区域外</p> <p>A = 約4,567 h a</p> <p>(2) 区域区分（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 区域区分の指定 あり</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のある都市計画区域</p> <p>A = 約7,446 h a</p> <p>内 訳</p> <p>市街化区域 A = 約1,257 h a</p> <p>市街化調整区域 A = 約6,189 h a</p> <p>(3) 地域地区（都市計画決定権者：三木市）</p> <p>ア 用途地域の指定 あり</p> <p>市街化区域内に11種類の用途地域を指定</p> <p>準住居地域の指定はなし</p> <p>特別用途地区等の指定なし</p> <p>(4) 三木市都市計画マスタープラン（策定者：三木市）</p> <p>策定年月：平成12年3月</p> <p>(5) 東播都市計画区域マスタープラン（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>決定告示年月日：平成16年4月13日</p>	<p>1 都市計画</p> <p>(1) 都市計画区域（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 都市計画区域名：吉川都市計画</p> <p>A = 約5,645 h a（町全域都市計画区域）</p> <p>(2) 区域区分（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>ア 区域区分の指定 なし</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のない都市計画区域</p> <p>A = 約5,645 h a</p> <p>(3) 地域地区（都市計画決定権者：吉川町）</p> <p>ア 用途地域の指定 なし</p> <p>用途地域の指定はなし</p> <p>(4) 吉川町都市計画マスタープラン（策定者：吉川町）</p> <p>策定年月：策定中</p> <p>(5) 吉川都市計画区域マスタープラン（都市計画決定権者：兵庫県）</p> <p>決定告示年月日：平成16年4月13日</p>	<p>合併後5年以内に調整する。</p> <p>都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。</p> <p>市都市計画マスタープランについては、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。</p>	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	建設部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	都市計画関係事業の取扱い
調整内容	2 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
2 開発指導要綱	2 開発指導要綱	調整の具体的内容	
(1) 目的 宅地造成事業又は建築事業を行おうとする事業者に対し、公共施設等の整備に関し適正な施行と必要な協力を要請するための負担基準を定め、開発区域内外の環境保全に努めるとともに、調和のとれた市域の開発を図り、もって市の健全な発展と秩序あるまちづくりに寄与することを目的とする。	(1) 目的 開発事業を行おうとするすべての事業者に対し、関連公共施設等の整備に関し特別の協力を求めるとともに、公害の防止、生活環境の保全に努めることにより無秩序な開発の抑制を図り、町の健全な発展と秩序ある整備を促進し、もって町民のための良好な生活環境を保全することを目的とする。	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町において、合併時までには開発指導等を行い、事前協議、都計法第32条協議を終えているもの及び許可を得ているものに対しては現行のとおりとする。 また、合併時までには開発指導等を行い吉川町と事前協議中のものについては、合併後の指導変更箇所を説明し、三木市開発指導要綱により継続協議を行う。	
(2) 最終改正年月 平成12年11月(施行平成13年1月) (3) 適用範囲 ・開発区域の面積が1,000㎡以上の宅地造成事業 ・都市計画法第29条の許可を要する事業 ・宅地造成事業を伴う地上3階以上又は高さ10m以上の建築物の建築事業	(2) 最終改正年月 平成8年4月(施行平成8年4月) (3) 適用範囲 ・500㎡以上の開発区域を有する開発事業(都市計画法・宅地造成等規制法等)又は2戸以上の建築事業 ・500㎡以下の開発区域を有する開発事業であっても、階数が3階以上又は高さが9m以上の建築事業及び3年以内の継続事業		
(4) 事前協議・指導 ・事業着手前に事業者と事前協議を実施し、事業が開発指導要綱に定められた技術基準に適合するよう指導する。 ・当該事業が他法令等に抵触しないか、周辺環境に影響を及ぼさないか等を検討し必要に応じて事業者を指導する。	(4) 事前協議・指導 ・事業着手前に事業者と事前協議を実施し、事業が開発指導要綱に定められた技術基準に適合するよう指導する。 ・当該事業が他法令等に抵触しないか、周辺環境に影響を及ぼさないか等を検討し必要に応じて事業者を指導する。		

関係法令

都市計画法

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市計画関係参考資料

1 都市計画マスタープランとは

平成4年の都市計画法の改正により、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(いわゆる都市計画マスタープラン)が創設されました。この都市計画マスタープランは、産業、社会構造の急速な変化、そして、少子高齢化や人々の価値観・生活様式の多様化など社会の大きな流れに対応して、「まち」をゆとりと豊かさが真に実感できる場として整備し、快適で望ましい将来都市像に向けたまちづくりを進めるために、市町村の総合計画や都道府県が定める整備・開発又は保全の方針に即して、住民との合意形成を図りながら都市整備の目標を明らかにするものです。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、緑地保存などは、合併後、新市において見直しを図る。 ・都市計画土地利用については、関宿町の市街化区域内農地は合併後、宅地並みの課税となるが、生産緑地の指定を受けたものは一般農地に準じた課税となるため、両市町で連携を図り、情報提供を行ないながら、指定の手続き作業を進める。 ・都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例は、両市町の内容に違いがあるので、野田市の条例を適用する。なお、市街化調整区域の開発可能な区域を新たに条例化することについては、新市において実態調査等を実施したうえで総合的なまちづくりの観点から判断する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。 2 現在施工中の事業並びに都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 3 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画区域指定については、合併後速やかに調整する。 2 都市計画道路、都市公園及び都市下水道については、新町に引き継ぐ。 3 都市計画マスタープラン・緑の基本計画については、新町において新たに策定する。 4 都市計画審議会については、合併後に再編する。 報酬については特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。

協議第48号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり改める。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

「合併は、平成17年3月31日までに行うものとする。」を、「合併の期日は、平成17年10月24日とする。」に改める。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 幹事会		
協議項目	合併の期日について	関係項目		
調整内容	合併の期日は、平成17年10月24日とする。			
参 考		先 進 事 例		備 考
<p>市町村の合併に関する法律の一部を改正する法律 公布 平成16年5月26日 概要</p> <p>1 合併特例区制度等の創設 合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度を創設</p> <p>2 経過措置 平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、<u>現行の合併特例法の規定を適用</u></p> <p>3 一部事務組合等の特例の拡充 市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続きの簡素化等</p> <p>合併の期日</p> <p>1 市町村が合併するためには、両議会において議決してから県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(知事から)総務大臣による告示等、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定に当っては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、市町長、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断すべきである。</p> <p>合併の期日とは、合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への所要の手続きを経た協定書で、定められた日をもって合併する日が合併の期日となる。</p>		<p>合併の期日 新市の名称 構成市町 合併の方式</p> <p>H16.11.1 丹波市 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町 新設</p> <p>H17.1.11 南あわじ市 緑町・西淡町・三原町・南淡町 新設</p> <p>H17.3.6 淡路市 津名町・淡路町・北淡町・津名郡一宮町・東浦町 新設</p> <p>H17.3.22 豊岡市 豊岡市・城崎町・竹野町・日高町・出石町・但東町 新設</p> <p>H17.3. 協議中 龍野市・新宮町・揖保川町・御津町 新設</p> <p>H17.3.31 まで 加東市 社町・滝野町・東条町 新設</p> <p>H17.3.31 まで 協議中 中町・加美町・八千代町 新設</p> <p>H17.4.1 協議中 浜坂町・温泉町 新設</p> <p>H17.4.1 宍粟市 山崎町・宍粟郡一宮町・波賀町・千種町 新設</p> <p>H17.4.1 香美町 美方町・村岡町・香住町 新設</p> <p>H17.7.19 姫路市 姫路市・香寺町・安富町 編入</p> <p>H17.10.1 西脇市 西脇市・黒田庄町 新設</p> <p>H17.11.1 協議中 神崎町・大河内町 新設</p>		

提案第49号

市町の慣行の取扱いについて

市町の慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。
- 2 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。
吉川町の町花は、新市の推奨花とする。
- 3 市の木については、現行のとおりとする。
- 4 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。
- 5 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。
- 6 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・総務部会	
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	1 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。 2 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。 3 市の木については、現行のとおりとする。 4 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 市章（昭和29年7月1日制定） 「木」または「キ」を3つ組み合わせて図案化し、ハート形にして心臓部を表し、三方に出る動脈により活動の旺盛さを表している。三方同形により天・地・人三体の調和をとり、将来の発展、円満和合を意味している。		1 町章（昭和31年12月1日制定） よかわの「よ」を図案化したもので、簡明瞭な表現のなかに吉川町の明日への希望と飛躍発展を表している。	
2 市花（昭和46年6月1日制定） さつき 推奨花 サルビア、菊		2 町花（昭和48年4月制定） さざんか 推奨花 なし	合併時に三木市の市章に統一する。
3 市木（昭和46年6月1日制定） 松		3 町木（昭和48年4月制定） 松	市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。 吉川町の町花は、新市の推奨花とする。
4 市旗（昭和41年8月10日制定） 紺地に白で曲尺を組み合わせて図案化したもので、曲尺は金物を象徴している。		4 町旗 なし	現行のとおりとする。
			合併時に三木市の市旗に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	5 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
5 市歌（昭和29年制定） 大倉芳郎作詞 酒井 協作曲 一、みなぎ野 広く 明けわたる 光の起伏 雲揺りて 羽ばたき 高く 躍進の つばさを 四方に ほゝえむ希望 称えんこゝに わが三木市 二、豊けき 稔り 酒壺に汲む 伝えて 古き 郷土の幸 火と吐く 息吹 金物の 産業競い 鍛えてつよく 誇らん とともに わが三木市 三、大空 かぎる 丹生の 峰吹き かよう 青あらし 水上清き 山川の うるおす きわみ こたえてこぞる うたわん きょうも わが三木市		5 町歌 なし	
		合併時に三木市の市歌に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	市町の慣行の取扱い	関係項目	
調整内容	6 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>6 市民憲章（昭和45年11月3日制定）</p> <p>市民の一人であるわたしが、この憲章の道を実践することによって、人々がより幸福に、より繁栄にむかうものと自認するとき市民憲章をみつめるわたしの心はあたたまる。市民わたしは、市民わたしのこの世における義務として、この市民憲章に生きる。</p> <p>一、わたしたち三木市民は素直で謙虚で創意に富んだ人になりましょう。 身も心も健康な人になろう。 喜びと感謝に生きよう。 正しい考えをしっかりととう。</p> <p>一、わたしたち三木市民はなごやかな活気に満ちた家庭をつくり、愛情のこもった郷土にしましょう。 わが家のだんらんをはかろう。 隣人と手をつなごう。 誠意は行為であらわそう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は産業の振興を図り豊かなまちづくりに励みましょう。 うでと心の信頼される人になろう。 仕事に工夫と発展をはかろう。 協力一致で繁栄しよう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は教養を深め道義に生き文化の高いまちを築きましょう。 良識ある市民となろう。 安全都市宣言を守ろう。 まちの美化につとめよう。</p> <p>一、わたしたち三木市民は先輩の功績をたたえ後輩のよき鏡となって今を生きてくださいましょう。 伝統を守り進歩するまちを築こう。 責任と義務をはたそう。 青少年の夢と希望を育てよう。</p>		<p>6 町民憲章（昭和55年10月制定）</p> <p>わたしたちは、豊かな自然に恵まれ、輝く伝統と文化をもった、このふるさと吉川町を、さらに、夢と希望のあふれるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <p>一、自然を愛し、花と緑の環境を整えて、美しく住みよいまちをつくります。</p> <p>一、一人ひとりを大切にし、善意と愛情にみち、互いに協力し合う、明るくしあわせなまちをつくります。</p> <p>一、保健と安全につとめ、心身をきたえて、みんなが健康なまちをつくります。</p> <p>一、はたらくことよるこびを味わい、生活の改善と向上をはかり、くらしの豊かな町をつくります。</p> <p>一、つねに学びつづけ、教養と文化を高め、あすに向かって躍進するまちをつくります。</p>	
		合併時に三木市の市民憲章に統一する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。 2. 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一するものとする。 3. 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。 4. 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。 5. 市花・市樹 新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰の基準、名誉市民・町民、憲章、周年式典などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。ただし、関宿名誉町民（全員逝去）を今後市勢要覧などに記録するとともに、関宿町民憲章は関宿地域の憲章として承継していく。 ・市章・町章、市町の花・木・鳥は、現行の野田市の制度を適用するが、関宿町の町章及び花・木を尊重し、住民の意向を踏まえて継承する。 ・市歌は、関宿町にないので、現在の野田市歌を関宿地域を含む新市の市歌とする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町民憲章は、豊浦地区の憲章として伝承していく。 ・豊浦町の豊浦音頭については、豊浦地区の音頭として伝承していく。 ・豊浦町の木、花については、豊浦地区の推奨の木、花として伝承していく。 ・宣言は、新発田市の宣言を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市花、市木、市鳥及び市歌については、合併後公募等により制定する。 2 市章及び市旗については、合併までに公募等により決定する。 3 市民憲章については、合併後公募等により制定する。 4 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。 5 名誉市民制度については、合併時に統一する。名誉町民については新市に引き継ぐ。 6 表章制度については、合併時に調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市章については、新市発足までに調整する。 (2) 市民憲章については、新市において調整する。 (3) 市の木については、新市において調整する。 (4) 市の花については、新市において調整する。 (5) 新都市像については、新市において調整する。 (6) 名誉市民については、新市に引き継ぐ。 (7) 市民表章については、新市において調整する。 (8) 宣言については、新市において調整する。 (9) 市歌については、新市において調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町花、町木等については合併後、公募等により制定する。 2 町章、町旗及び町民憲章については合併後、公募等により制定する。 3 宣言については、承継する必要があるものについては合併後に再宣言、再決議を行う。 4 名誉町民制度については、合併時に統合する。 5 表彰条例等については、合併後に再編する。 6 技能功労者表彰については、合併時に統合する。

提案第50号

各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（広聴広報関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	広聴広報関係事業の取扱い
調整内容	1 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
1 広聴	(1) 市政懇談会 自治会等団体が対象で、その自治会内・町内において広く問題になっている事、又は多くの人から要望が出ている事柄について、市長をはじめとする市幹部職員と自治会等の地域住民とが議論又は意見交換を行う。 (2) 市民の声の箱 市役所や公民館に意見箱を設置し、市民から様々な要望、意見を投函してもらい、週1回収し、集約を行う。寄せられた意見のうち、重要なもの・有意義と思われるものについては、庁議で報告するとともに、まちづくりに反映させていくよう努める。 (3) 電子公聴 電子メールで寄せられた、行政への様々な意見や要望について直接本人へ回答する。	1 広聴 (1) 町政懇談会 なし (2) 町民の声の箱 なし (3) 電子公聴 電子メールで寄せられた、行政への様々な意見や要望について直接本人へ回答する。	合併時に三木市の制度を適用する。
2 広報 みき	(1) 体裁 A4判 20～24ページ (2) 発行日 毎月1回1日に発行(1月号は3日) (3) 部数 30,800部 (4) 配布先 市内全世帯ほか (5) 配布方法 新聞折込み(朝日、神戸、産経、日経、毎日、読売の日刊6紙)(新聞未購読世帯には郵送・宅配) (6) 経費 平成15年度実績 印刷費 13,676千円 折込料 4,320千円 郵便料 882千円 (7) その他 毎月、市ホームページ上に広報紙を掲載	2 広報 よかわ (1) 体裁 A4判 16～20ページ (2) 発行日 毎月1回1日に発行 (3) 部数 3,300部 (4) 配布先 町内全世帯ほか (5) 配布方法 自治会(自治会に参加していない世帯には宅配) (6) 経費 平成15年度実績 印刷費 4,347千円 配布委託料 9,243千円 郵便料 86千円 (7) その他 毎月、町ホームページ上に広報紙を掲載	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、当面必要に応じて支所だよりを発行する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・ホームページは、ホームページ全体の内容を精査し、両市町の内容を取り込んだホームページにする。・広報紙は、両市町で違いがあるので、野田市の体裁により、月2回の発行及びページ数を増やさないように工夫し、関宿町の編集機器を利用しての編集作業方法を導入する。配布方法については、野田市の制度を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<p>1 広報事業について 市広報紙は、毎月1日の発行とする。 議会広報は、新市の議会において調整する。</p> <p>2 広聴事業について 市政懇談会の実施については、新市において調整する。 Bio行政サービス事業は、新市の事業として合併後も実施する。</p> <p>3 C A T Vについて 社町及び滝野町のC A T V施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、全市一体的な整備が完了するまでは2局体制とする。また、東条町については、合併後、社町と一体的な施設の整備を行う。 C A T Vの加入金、分担金及び保証金は、全市一体的な整備完了時に統一する。 C A T Vの基本使用料は、利用できるサービス内容が全市同一となったときに統一する。 また、その他の使用料及び内容については合併後に統一する。 C A T Vのサービス内容は、全市一体的な整備完了時に統一する。 有線放送電話事業については、C A T V施設整備が完了するとともに廃止する。</p>
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<p>(1) 広報誌については、新市においても定期的に発行する。</p> <p>(2) 市勢要覧については、新市において作成する。</p> <p>(3) ホームページについては、新市において開設する。</p> <p>(4) 広聴活動については、新市において調整する。</p>
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	<p>1 広報誌については、新町に引き継ぐ。</p> <p>2 広報編集委員会については、新町で設置する。</p> <p>3 その他広報、ふるさとウォッチング号については、新町に引き継ぐ。</p> <p>4 ホームページについては、合併時に新町のホームページを開設する。</p> <p>5 住民懇談会、相談業務、集落要望については、新町に引き継ぐ。</p>

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none">・ホームページは、ホームページ全体の内容を精査し、両市町の内容を取り込んだホームページにする。・広報紙は、両市町で違いがあるので、野田市の体裁により、月2回の発行及びページ数を増やさないように工夫し、関宿町の編集機器を利用しての編集作業方法を導入する。配布方法については、野田市の制度を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<p>1 広報事業について 市広報紙は、毎月 1 日の発行とする。 議会広報は、新市の議会において調整する。</p> <p>2 広聴事業について 市政懇談会の実施については、新市において調整する。 Bio 行政サービス事業は、新市の事業として合併後も実施する。</p> <p>3 C A T V について 社町及び滝野町の C A T V 施設については、現行のまま新市に引き継ぎ、全市一体的な整備が完了するまでは 2 局体制とする。また、東条町については、合併後、社町と一体的な施設の整備を行う。 C A T V の加入金、分担金及び保証金は、全市一体的な整備完了時に統一する。 C A T V の基本使用料は、利用できるサービス内容が全市同一となったときに統一する。 また、その他の使用料及び内容については合併後に統一する。 C A T V のサービス内容は、全市一体的な整備完了時に統一する。 有線放送電話事業については、C A T V 施設整備が完了するとともに廃止する。</p>
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<p>(1) 広報誌については、新市においても定期的に発行する。</p> <p>(2) 市勢要覧については、新市において作成する。</p> <p>(3) ホームページについては、新市において開設する。</p> <p>(4) 広聴活動については、新市において調整する。</p>
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<p>1 広報誌については、新町に引き継ぐ。</p> <p>2 広報編集委員会については、新町で設置する。</p> <p>3 その他広報、ふるさとウォッチング号については、新町に引き継ぐ。</p> <p>4 ホームページについては、合併時に新町のホームページを開設する。</p> <p>5 住民懇談会、相談業務、集落要望については、新町に引き継ぐ。</p>

提案第 5 1 号

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。
- 2 吉川町の交通災害共済については、平成 1 7 年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
- 3 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成 1 8 年度より適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い
調整内容	1 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1 コミュニティバス なし		1 コミュニティバス (1) 目 的 町民の日常の交通手段の確保を図り、町民福祉の向上を図る。 (2) 路 線 吉川町全域 2ルート(隔日運行) (3) 運 賃 100円(均一) (4) 補 助 神姫バス株式会社と運送契約を結び、運行により生じた経常損失相当額の補助 平成15年度実績 8,388千円	吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い
調整内容	2 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 交通災害共済 なし	2 交通災害共済 (1) 兵庫県町交通災害共済組合共済 住民の交通事故による災害に関する共済制度を設け、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。	2 交通災害共済 (1) 兵庫県町交通災害共済組合共済 住民の交通事故による災害に関する共済制度を設け、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。	吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
参考：交通災害共済（神戸市民生協）			
ア 加入資格 県内に在住又は在勤している方	ア 加入資格 町内に在住並びに町内に勤務又は在学している方	ア 加入資格 町内に在住並びに町内に勤務又は在学している方	
イ 共済掛金（1口） 年額1人当たり1,000円（中学生以下800円） 5口まで申込可	イ 共済掛金 年額1人当たり500円 二重加入不可	イ 共済掛金 年額1人当たり500円 二重加入不可	
ウ 共済期間 契約の効力発生日から1年間	ウ 共済期間 毎年4月1日～3月31日まで	ウ 共済期間 毎年4月1日～3月31日まで	
エ 給付対象となる交通事故 日本国内で起きた交通事故（自動車・電車・バス・自転車等）による入院、通院、死亡を保障	エ 給付対象となる交通事故 日本国内の道路及び軌道上で自動車・自転車等に乗っている際の衝突、接触、転落等による事故、又は歩行中これらの乗り物にはねられたり、ひかれた場合	エ 給付対象となる交通事故 日本国内の道路及び軌道上で自動車・自転車等に乗っている際の衝突、接触、転落等による事故、又は歩行中これらの乗り物にはねられたり、ひかれた場合	
オ 給付金（1口当たり） 通院：1日800円（1日から支払、最高90日まで） 入院：1日1,200円（1日から支払、最高180日まで） 死亡：100万円 後遺障害：障害の程度に応じ3万円～最高100万円 （給付額が10,000円に満たない場合は、10,000円支払）	オ 見舞金 通院：15,000円以上（3日以上の場合支払） 入院：40,000円以上 死亡：80万円 後遺障害：50万円（失明などの場合）	オ 見舞金 通院：15,000円以上（3日以上の場合支払） 入院：40,000円以上 死亡：80万円 後遺障害：50万円（失明などの場合）	
	カ 加入状況等（平成15年度実績） 4,296人（加入率 45.5%） 見舞金支払い 18件 金額 930,000円		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・住民生活部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	交通関係事業の取扱い	
調整内容	3 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。			
現		況		
三木市		吉川町		
<p>3 防犯灯</p> <p>(1) 設置基準 設置場所 公道等で防犯上必要とする箇所 設置間隔 30～40m間隔で関西電力柱への添架を原則とする。 灯 種 20W蛍光灯</p> <p>(2) 設置主体等 設置主体 市 設置分担金 設置工事費の2分の1程度 (関電柱への添架の場合、12,000円) 維持管理 自治会 電気料金 市</p> <p>(3) その他 防犯灯設置数 6,235灯(平成15年度末) 内、市が直接管理する防犯灯 57灯</p>		<p>3 防犯灯</p> <p>(1) 設置基準 設置場所 公道及び通学路等で防犯上必要とする箇所 設置間隔 電柱2本毎に1箇所(約80m間隔)で関西電力柱への添架を原則とする。 灯 種 20W蛍光灯、40W水銀灯(みなぎ台)、100W水銀灯(吉川インター周辺)</p> <p>(2) 設置主体等 設置主体 町 設置分担金 なし 維持管理 町(町内業者へ年間委託) 電気料金 町</p> <p>(3) その他 防犯灯設置数 1,819灯(平成15年度末) 玉切れの連絡 区長・住民より町へ連絡 玉切れ調査員と委託契約 55,000円/月</p>		<p>未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。 ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。</p>

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none">1 交通安全啓発事業については、合併後に調整する。2 通学路の交通安全指導については、合併時に調整する。3 防犯灯の設置基準及び維持管理については、合併時に調整する。

提案第 5 2 号

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 6 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 7 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 8 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 10 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- 11 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 12 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 14 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 15 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 17 敬老会事業については、平成 1 8 年度から三木市の制度に統一する。
- 18 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。
- 19 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	1 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
1 福祉バス券交付事業 神姫バス、神姫ゾーンバス、三木鉄道、神戸電鉄、タクシーの乗車料金を助成する。	(1) 対象者 70歳以上の者 8,196人 (2) 助成内容 バス・電車回数券 3,300円相当 タクシー券 3,000円 (3) 支給状況 平成15年度実績 バス等 24,587,000円	1 福祉バス券交付事業 なし 参考：対象者 70歳以上の者 1,576人（H16.4.1現在）	合併時に三木市の制度を適用する。
2 高齢者外出支援サービス事業 在宅の要介護者でリフト付タクシーを利用する者に対し、その利用に係る運賃の一部を助成する。	(1) 対象者 市内に居住し、3ヶ月以上寝たきり状態又は車いすを利用している者で、一般の交通機関を利用することが困難な者（おおむね65歳以上の者、身体障害者手帳を所持している者等） 平成15年度利用登録者 84人 (2) 助成内容 大型タクシーの基本料金相当額（利用券の交付枚数は、4枚/月） (3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 78人 利用回数 643回	2 高齢者外出支援サービス事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	3 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 家族介護手当等支給事業 介護者又は高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態 で常時介護を必要とする者(介護保険認定の介護度 4又は5相当で介護保険サービスを利用されてい ない高齢者(必ずしも認定を必須としない。))を 介護している者。ただし、所得制限がある。 (2) 支給内容 年額 120,000円 (3) 支給月 6月・9月・12月・3月(年4回) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 14人	3 家族介護手当等支給事業 介護者又は高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、在宅高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 対象者 居宅において6ヶ月以上常時臥床、又は痴呆の状態 で常時介護を必要とする者(介護保険認定の介護度 4又は5相当で介護保険サービスを利用されてい ない高齢者)を介護している者 (2) 支給内容 年額 180,000円(うち町単 60,000円) (3) 支給月 9月・3月(年2回) (4) 支給状況 平成15年度実績 支給者 1人	合併時に三木市の制度に統一する。 ただし、対象者の要件は吉川町の制度に統一 する。 また、吉川町の現在の対象者については、平 成18年度末までに統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会								
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い							
調整内容	4 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。									
現 況		調整の具体的内容								
三 木 市		吉 川 町								
<p>4 軽度生活支援事業</p> <p>身体上又は精神上軽度の障害があつて、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した生活を営むために、軽易な日常生活上の援助を受ける費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者</p> <p>(2) 助成内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭木の剪定</td> <td rowspan="4">実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)</td> </tr> <tr> <td>庭掃除</td> </tr> <tr> <td>障子、ふすま張り</td> </tr> <tr> <td>屋内外の掃除</td> </tr> </tbody> </table> <p>・作業をシルバー人材センターに委託</p> <p>(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 54人</p>	サービスの種類	助成額	庭木の剪定	実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)	庭掃除	障子、ふすま張り	屋内外の掃除	<p>4 軽度生活支援事業</p> <p>なし</p> <p>参考：対象者 10人(H16.4.1現在)</p>	<p>合併時に三木市の制度を適用する。</p>	
サービスの種類	助成額									
庭木の剪定	実際に要した費用のおおむね2分の1の額を助成 (限度額 年間12,000円)									
庭掃除										
障子、ふすま張り										
屋内外の掃除										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。		

現 況

三木市 吉川町 調整の具体的内容

<p>5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 高齢者等の生活の自立と生活の質の向上を図る。</p> <p>(1) 対象者 心身の障害及び疾病等の理由で、寝具の衛生管理が困難な者で、65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、障害者手帳の1級又は2級の者、重度知的障害と判定された者</p> <p>(2) 料金・負担内容 原則として、敷布団・掛布団・マットレス・毛布の丸洗い(乾燥)は年1回、乾燥(消毒)は年3回を各種1枚までとする。</p> <p>ア 料金(税込み)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>枚数</th> <th>丸洗い(乾燥)</th> <th>乾燥(消毒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷布団</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>2,330円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>2,650円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">掛布団</td> <td>夏用</td> <td>1</td> <td>2,120円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>冬用</td> <td>1</td> <td>2,650円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マットレス</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>1,790円</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>2,050円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">毛布</td> <td>S</td> <td>1</td> <td>900円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>W</td> <td>1</td> <td>1,160円</td> <td>470円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	枚数	丸洗い(乾燥)	乾燥(消毒)	敷布団	S	1	2,330円	750円	W	1	2,650円	750円	掛布団	夏用	1	2,120円	580円	冬用	1	2,650円	750円	マットレス	S	1	1,790円	580円	W	1	2,050円	730円	毛布	S	1	900円	390円	W	1	1,160円	470円	<p>5 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 なし</p> <p>参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施 ふとん丸洗いサービス事業</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の独居高齢者、寝たきり高齢者、その他必要と認める者</p> <p>(2) 料金・負担内容 敷布団・掛布団・毛布・肌布団(大きさは問わない。)の丸洗いは年1回の助成で上限が5,000円(年3回のうち1回が助成)</p> <p>(3) 利用状況 平成15年度実績 実施回数 3回(5月・9月・2月) 利用人数 28人</p>	<p>社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。</p>
種別	枚数	丸洗い(乾燥)	乾燥(消毒)																																							
敷布団	S	1	2,330円	750円																																						
	W	1	2,650円	750円																																						
掛布団	夏用	1	2,120円	580円																																						
	冬用	1	2,650円	750円																																						
マットレス	S	1	1,790円	580円																																						
	W	1	2,050円	730円																																						
毛布	S	1	900円	390円																																						
	W	1	1,160円	470円																																						

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い												
現 況			調整の具体的内容												
三 木 市		吉 川 町													
<p>イ 負担内容</p> <table border="1" data-bbox="174 391 840 662"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 391 280 430"></th> <th data-bbox="280 391 689 430">利用者世帯の階層区分</th> <th data-bbox="689 391 840 430">自己負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 430 280 507">A</td> <td data-bbox="280 430 689 507">生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)</td> <td data-bbox="689 430 840 507">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 507 280 584">B</td> <td data-bbox="280 507 689 584">生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯</td> <td data-bbox="689 507 840 584">1 / 10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 584 280 662">C</td> <td data-bbox="280 584 689 662">生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯</td> <td data-bbox="689 584 840 662">2 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="123 670 817 782">(3) 利用状況 平成15年度実績 利用人数 10人 乾燥・消毒 4回、水洗い 3回(複数利用)</p>			利用者世帯の階層区分	自己負担率	A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	なし	B	生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯	1 / 10	C	生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯	2 / 10		
	利用者世帯の階層区分	自己負担率													
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	なし													
B	生計中心者が当該年度市民税非課税・均等割のみ課税世帯	1 / 10													
C	生計中心者が当該年度市民税所得割課税の世帯	2 / 10													

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	6 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
6 高齢者等住宅改造助成事業（高齢者分） 住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れる住環境を整備するため、改造に要する経費の一部を助成する。	6 住みよい福祉のまちづくり住宅補助事業（高齢者分） 住み慣れた住宅で安心して自立した生活が送れる住環境を整備するため、改造に要する経費の一部を助成する。	合併時に三木市の制度に統一する。	
(1) 一般型	(1) 一般型		
ア 対象者 65歳以上の高齢者のいる世帯	ア 対象者 60歳以上の高齢者のいる世帯		
イ 対象工事 助成対象工事に定める3箇所以上の改造(浴室洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所)	イ 対象工事 助成対象工事に定める3箇所以上の改造(浴室洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所)		
ウ 所得制限 8,000,000円以下(給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000円以下(給与収入のみ以外 所得金額)	ウ 所得制限 8,000,000円以下(給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000円以下(給与収入のみ以外 所得金額)		
エ 助成対象限度額 500千円	エ 助成対象限度額 1,000千円		
オ 助成率 市民税非課税か均等割のみの世帯 1/2 市民税所得割課税か所得税課税世帯 1/3	オ 助成率 1/3		
カ 支給状況 平成15年度実績 利用件数 48件 7,846,000円	エ 支給状況 平成15年度実績 利用件数 4件 347,000円		
(2) 特別型	(2) 特別型		
ア 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯	ア 対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯		
イ 対象工事 住まいの改良相談員の承認を受けた必要な住宅改造	イ 対象工事 住まいの改良相談員の承認を受けた必要な住宅改造		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	専門部会名 健康福祉部会
現 況				高齢者福祉事業の取扱い	
三 木 市				吉 川 町	
				調整の具体的内容	
ウ	所得制限	8,000,000 円以下 (給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000 円以下 (給与収入のみ以外 所得金額)		ウ	所得制限 8,000,000 円以下 (給与収入のみ 給与収入金額) 6,000,000 円以下 (給与収入のみ以外 所得金額) 所得税額 14 万円以下
エ	助成対象限度額	500 千円 (介護保険 20 万円を含む。)		エ	助成対象限度額 1,000 千円
オ	補助率	市民税非課税か均等割のみの世帯 1/2 市民税所得割課税か所得税課税世帯 1/3		オ	補助率 被保護世帯 3/3 町民税非課税か均等割のみの世帯 9/10 町民税所得割課税世帯 2/3 所得税課税世帯 1/2
カ	支給状況	平成 1 5 年度実績 利用件数 47 件 4,085,000 円		カ	支給状況 平成 1 5 年度実績 利用件数 5 件 408,000 円

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	7 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。 8 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		現 況	
三 木 市		吉 川 町	
7 訪問理容サービス助成事業 高齢者の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。	7 訪問理容サービス助成事業 なし 参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施 理はつサービス事業	調整の具体的内容	
(1) 対象者 ・寝たきり状態又はこれに準ずる状態にある者で、 65歳以上で福祉施設に入所又は医療施設に入 院していない者 ・その他市長が必要と認める者	(1) 対象者 在宅で寝たきりの高齢者、重度身体障害者、 身体虚弱で外出しにくい高齢者	社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度 を統一する。	
(2) 支給内容 利用券の交付枚数は、4枚/年 自己負担額 2,000円	(2) 支給内容 年間制限なし 自己負担額 2,000円		
(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 54人 利用回数 141回	(3) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 7人 利用回数 19回		
8 高齢者施設利用助成事業 高齢者の健康の維持及び増進並びに高齢者相互の交流を通じて、 生きがいと自立を高め、高齢者の施設利用を促進することにより、 高齢者福祉の充実を図る。	8 高齢者施設利用助成事業 なし 参考：対象者 60歳以上の者 2,499人(H16.4.1現在) 対象者 65歳以上の者 2,045人(H16.4.1現在)	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 屋内プール(三木山総合運動公園) ア 対象者 市内に住所を有する60歳以上の者 イ 助成内容 1人当り 200円/回 ウ 支給状況 平成15年度実績 利用人数 13,220人			
(2) ホースランドパーク ア 対象者 市内に住所を有する65歳以上の者 イ 助成内容 利用料金の30%相当額 ウ 支給状況 平成15年度実績 利用人数 なし			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い																					
調整内容	9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。																							
現 況		調整の具体的内容																						
三 木 市	吉 川 町	調整の具体的内容																						
<p>9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業 身体上又は精神上軽度の障害があり、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した安らかな生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービスを利用する際に利用料を一部助成する。</p> <p>(1) 対象者 おおむね65歳以上の介護保険の受給対象にならなかった単身世帯、又は高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者</p> <p>(2) 利用限度 2時間/週(緊急型 6時間/週)</p> <p>(3) 利用料金 1,530円/時間(緊急型 2,780円/時間)</p> <p>(4) 自己負担額</p> <table border="1" data-bbox="208 858 837 1086"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額(1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円(0円)</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>153円(278円)</td> </tr> <tr> <td>市民税均等割のみ課税世帯</td> <td>153円(278円)</td> </tr> <tr> <td>市民性所得割課税世帯</td> <td>306円(556円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は緊急型</p> <p>(5) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 174人 利用時間数 1,313時間</p>	区 分	自己負担額(1時間当り)	生活保護世帯	0円(0円)	市民税非課税世帯	153円(278円)	市民税均等割のみ課税世帯	153円(278円)	市民性所得割課税世帯	306円(556円)	<p>9 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業 身体上又は精神上軽度の障害があり、日常生活を営むのに支障がある高齢者が健全で自立した安らかな生活を営むことができるよう、ホームヘルプサービスを利用する際に利用料を一部助成する。</p> <p>(1) 対象者 ・おおむね65歳以上の介護保険の受給対象にならなかった単身世帯、又は高齢者のみの世帯で日常生活上援助が必要な者。 ・介護保険の利用限度額を超過サービス利用者</p> <p>(2) 利用限度 なし</p> <p>(3) 利用料金 1,500円/時間(複合型 1,800円/時間)</p> <p>(4) 自己負担額</p> <table border="1" data-bbox="987 858 1617 1118"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>免除(免除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の世帯</td> <td>30分以上1時間未満</td> <td>200円(200円)</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>250円(250円)</td> </tr> <tr> <td>1時間を越えて30分を増すごとに加算</td> <td>100円(100円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は複合型</p> <p>(5) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 581人 利用時間数 777時間</p>	区 分	自己負担額	生活保護世帯	免除(免除)	その他の世帯	30分以上1時間未満	200円(200円)	1時間	250円(250円)	1時間を越えて30分を増すごとに加算	100円(100円)	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>	
区 分	自己負担額(1時間当り)																							
生活保護世帯	0円(0円)																							
市民税非課税世帯	153円(278円)																							
市民税均等割のみ課税世帯	153円(278円)																							
市民性所得割課税世帯	306円(556円)																							
区 分	自己負担額																							
生活保護世帯	免除(免除)																							
その他の世帯	30分以上1時間未満	200円(200円)																						
	1時間	250円(250円)																						
	1時間を越えて30分を増すごとに加算	100円(100円)																						

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	10 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
10 配食サービス事業（食の自立支援サービス事業） 日常の調理に支障をきたす高齢者等の生活の自立と生活の質の確保を図る。	10 配食サービス事業 なし 参考：社会福祉協議会により同趣旨事業を実施 食事サービス事業 社会福祉協議会の会員で、概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、又は高齢者・障害者の方で調理が困難な世帯に夕食を届け、利用者の健康増進と地域ボランティアのふれあいを図る。	社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。	
(1) 対象者 65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、その他特に必要と認める世帯	(1) 対象者 65歳以上の単身世帯、その他特に必要と認める世帯		
(2) 配食数 限度 3食/週（配食は昼食のみ。） 居宅を訪問して提供するとともに安否の確認を行う。	(2) 配食数 限度 4食/月（配食は夕食のみ。） 居宅を訪問して提供するとともに安否の確認を行う。		
(3) 利用料金 900円/食	(3) 利用料金 500円/食		
(4) 自己負担額 300円/食	(4) 自己負担額 300円/食		
(5) 実施方法 市内業者に委託（2事業者）	(5) 実施方法 調理はさざんかの郷に委託 配食は民生委員、ボランティアに委託		
(6) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 325人 配食数 19,429食	(6) 支給状況 平成15年度実績 利用人数 34人 配食数 1,148食		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	11 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
11 福祉電話貸与事業 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者に電話を貸与し、電話による安否の確認、各種の相談をすることにより生活の不安を解消する	(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者 (2) 事業内容 電話を貸与 (3) 費用負担 ・設置工事 市(2,000円程度) ・基本料金 市 ・通話料 自己負担 (4) 支給状況 平成15年度実績 貸与件数 32件	11 福祉電話貸与事業 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者に電話を貸与し、電話による安否の確認、各種の相談をすることにより生活の不安を解消する	(1) 対象者 おおむね65歳以上の低所得者で、一人暮らしの高齢者 (2) 事業内容 電話を貸与 (3) 費用負担 ・設置工事 自己負担 ・基本料金 自己負担 ・通話料 自己負担 (4) 支給状況 平成15年度実績 貸与件数 1件
		合併時に三木市の制度に統一する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名	健康福祉部会
-------	--------

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	12 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		

現 況		調整の具体的内容																																																		
三 木 市	吉 川 町																																																			
<p>12 緊急通報システム事業 高齢者等が居宅において緊急事態に陥ったとき、委託契約を締結している事業者へ通報し、地域の協力体制で救助する。</p> <p>(1) 対象者 ・おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・65歳以上の高齢夫婦で一方が寝たきり状態の世帯 ・一人暮らしの重度身体障害者 ・家族が就労等で日中一人となる世帯</p> <p>(2) 事業内容 利用者宅に機器を取り付け、事業者に異常を発報する。 (近隣協力員3人が必要)</p> <p>(3) 自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th colspan="2">利用者負担額</th> </tr> <tr> <th>業務委託料(月額)</th> <th>装置設置費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯</td> <td>500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯</td> <td>3,500円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯</td> <td>3,500円</td> <td>6,800円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者世帯の階層区分		利用者負担額		業務委託料(月額)	装置設置費	A	生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円	B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円	C	生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯	500円	0円	D	生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	1,000円	0円	E	生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	2,000円	0円	F	生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	3,500円	0円	G	生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯	3,500円	6,800円	<p>12 緊急通報システム事業 高齢者等が居宅において緊急事態に陥ったとき、委託契約を締結している事業者へ通報し、地域の協力体制で救助する。</p> <p>(1) 対象者 ・おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・65歳以上の高齢夫婦 ・一人暮らしの重度身体障害者 ・家族が就労等で日中1人となる世帯</p> <p>(2) 事業内容 利用者宅に機器を取り付け、事業者に異常を発報する。 (近隣協力員3人が必要)</p> <p>(3) 自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th colspan="3">利用者負担額</th> </tr> <tr> <th>業務委託料(月額)</th> <th>装置設置費</th> <th>装置撤去費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯</td> <td>0円</td> <td>14,385円</td> <td>6,825円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者世帯の階層区分	利用者負担額			業務委託料(月額)	装置設置費	装置撤去費	住民税非課税世帯	0円	0円	0円	住民税課税世帯	0円	14,385円	6,825円	<p>合併時に三木市の制度に統一する。</p>
利用者世帯の階層区分				利用者負担額																																																
		業務委託料(月額)	装置設置費																																																	
A	生活保護法による非保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	0円																																																	
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0円	0円																																																	
C	生計中心者が前年所得税年額が 10,000円以下の世帯	500円	0円																																																	
D	生計中心者が前年所得税年額が 10,001円以上30,000円以下の世帯	1,000円	0円																																																	
E	生計中心者が前年所得税年額が 30,001円以上80,000円以下の世帯	2,000円	0円																																																	
F	生計中心者が前年所得税年額が 80,001円以上140,000円以下の世帯	3,500円	0円																																																	
G	生計中心者が前年所得税年額が 140,001円以上の世帯	3,500円	6,800円																																																	
利用者世帯の階層区分	利用者負担額																																																			
	業務委託料(月額)	装置設置費	装置撤去費																																																	
住民税非課税世帯	0円	0円	0円																																																	
住民税課税世帯	0円	14,385円	6,825円																																																	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 健康福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高年齢福祉事業の取扱い																
現		況		調整の具体的内容															
三木市		吉川町																	
家族が就労等で日中一人となる世帯のみ		家族が就労等で日中一人となる世帯のみ																	
利用者世帯の区分	利用者負担額	利用者世帯の階層区分	利用者負担額																
家族が就労等で日中一人となる世帯	<table border="1"> <tr> <th>業務委託料 (月額)</th> <th>装置設置費</th> <th>装置撤去費</th> </tr> <tr> <td>3,500 円</td> <td>6,800 円</td> <td>3,200 円</td> </tr> </table>	業務委託料 (月額)	装置設置費		装置撤去費	3,500 円	6,800 円	3,200 円	<table border="1"> <tr> <th>業務委託料 (月額)</th> <th>装置設置費</th> <th>装置撤去費</th> </tr> <tr> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>3,675 円</td> <td>14,385 円</td> <td>6,825 円</td> </tr> </table>	業務委託料 (月額)	装置設置費	装置撤去費	0 円	0 円	0 円	3,675 円	14,385 円	6,825 円	
業務委託料 (月額)	装置設置費	装置撤去費																	
3,500 円	6,800 円	3,200 円																	
業務委託料 (月額)	装置設置費	装置撤去費																	
0 円	0 円	0 円																	
3,675 円	14,385 円	6,825 円																	
		住民税非課税世帯																	
		住民税課税世帯																	
(4) 支給状況 平成15年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・独居 172 世帯 ・高齢者夫婦 12 世帯 ・身体障害者 3 世帯 ・日中独居 2 世帯 合計 189 世帯 	(4) 支給状況 平成15年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・独居 41 世帯 ・高齢者夫婦 6 世帯 ・身体障害者 0 世帯 ・日中独居 2 世帯 合計 49 世帯 																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 14 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
		調整の具体的内容	
現 況			
三 木 市		吉 川 町	
13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業 居宅で臥床している高齢者の寂しさを和らげるとともに、高齢者を常時介護している家族の労を労うために慰問品を贈り、激励する。	13 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業 なし 参考：対象者 寝たきり高齢者 24人（H16.4.1現在）	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 対象者 毎年9月15日現在において、市内に居住している満65歳以上の者で、おおむね6ヶ月以上居宅で臥床し、日常生活に常時介護を必要と認められる者			
(2) 贈呈品目 シーツ（平成15年度）			
(3) 贈呈方法 毎年9月に民生委員を通じて、訪問して贈呈する。			
(4) 支給状況 平成15年度実績 贈呈対象者 125人			
14 金婚夫婦祝賀事業 結婚50周年を迎えた夫婦の長寿と豊かな人生を祝福し、さらに未永い健康保持を励まし、社会参加の促進を図る。	14 金婚夫婦祝賀事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。	
(1) 対象者 結婚50周年を迎える夫婦			
(2) 内 容 ・申請により夫婦の記念写真(撮影券)と祝い状の贈呈 ・記念写真は市と契約している市内8箇所の写真店で撮影			
(3) 支給状況 平成15年度実績 贈呈対象者 29組			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	15 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
15 敬老祝金支給事業 高齢者の長寿を祝し敬老の意を表すとともに、その福祉の増進に資することを目的とする。	15 敬老祝金支給事業 なし	(H16.4.1 現在)	合併時に三木市の制度を適用する。
(1) 対象者 毎年9月1日現在において本市に住所を有する者で、その翌年3月31日現在において75歳以上となる者	参考：対象者 75歳以上79歳以下の者 467人 80歳以上89歳以下の者 518人 90歳以上99歳以下の者 91人 100歳以上の者 4人 計 1,080人		
(2) 支給内容 3月31日現在における次の年齢区分に応じて定める金額 ・75歳以上79歳以下の者 5,000円 ・80歳以上89歳以下の者 7,000円 ・90歳以上99歳以下の者 10,000円 ・100歳以上の者 50,000円			
(3) 支給方法 毎年9月の敬老会開催時に婦人会、自治会を通じて手渡しにより支給			
(4) 支給状況 平成15年度実績 支給対象者 6,563人 支給総額 42,588千円			
参考：兵庫県長寿祝金 ・87歳 197人 394千円 ・88歳以上 902人 9,020千円 ・支給方法 市の敬老祝金と同時に支給	参考：兵庫県長寿祝金 ・87歳 35人 70千円 ・88歳以上 153人 1,530千円 ・支給方法 町の敬老会に婦人会、自治会を通じて支給		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業 ひとり暮らし高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、青少年との世代間交流を図る。 (1) 対象者 ひとり暮らし高齢者及び高校生ボランティア (2) 事業内容 ひとり暮らし高齢者と青少年交流のつどいとして日帰りバス旅行を実施する。 (3) 参加募集 ひとり暮らし高齢者 60人 人数 高校生ボランティア 20人 (4) 参加費用 ひとり暮らし高齢者 5,000円/人 (5) 実施状況 平成15年度実績 行き先 岡山方面 よしもと3丁目劇場、後楽園 参加数 高齢者 68人 高校生 19人	16 ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業 なし 参考：対象者 ひとり暮らし高齢者 100人（H16.4.1現在）	合併時に三木市の制度を適用する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	17 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福し、未永い健康の保持と生きる意欲の助長を図るとともに、市民の老後への関心を深めることを目的とする。	17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福する。	17 敬老会事業 多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、長寿を祝福する。	平成18年度から三木市の制度に統一する。
(1) 招待者 毎年9月1日現在において市内に住所を有する者で、その翌年3月31日現在において75歳以上となる者	(1) 招待者 毎年9月15日現在において町内に住所を有する70歳以上の者	(1) 招待者 毎年9月15日現在において町内に住所を有する70歳以上の者	
(2) 開催内容 日 時 敬老の日及びその前後の土日 場 所 文化会館、各地区公民館、小学校体育館の9地区9会場 内 容 式典、アトラクション(地区で演出)	(2) 開催内容 日 時 敬老の日より前の平日 場 所 総合中央活動センター 文化体育館 内 容 式典、余興(業者に委託)	(2) 開催内容 日 時 敬老の日より前の平日 場 所 総合中央活動センター 文化体育館 内 容 式典、余興(業者に委託)	
(3) 開催方法 三木市連合婦人会、区長協議会、自治会連合会等に開催費補助金を交付し、各地区で開催	(3) 開催方法 町、婦人会の共催	(3) 開催方法 町、婦人会の共催	
(4) お祝い品 各地区の最高齢者・90歳以上の高齢者・高齢夫婦(夫婦の年齢の和が160歳以上)に贈呈(招待者には各地区への補助金の中から各地区にお祝い品を選定し贈呈)	(4) お祝い品 最高齢者・白寿・最高齢夫婦・夫婦160歳・子供が70歳親子・米寿・喜寿に贈呈(招待者全員に記念品を贈呈)	(4) お祝い品 最高齢者・白寿・最高齢夫婦・夫婦160歳・子供が70歳親子・米寿・喜寿に贈呈(招待者全員に記念品を贈呈)	
(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 6,607人 出席者数 2,200人 出席率 33.3% 開催経費 19,889千円	(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 1,591人 出席者数 651人 出席率 40.9% 開催経費 4,095千円	(5) 開催状況 平成15年度実績 招待者数 1,591人 出席者数 651人 出席率 40.9% 開催経費 4,095千円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	18 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
18 高齢者大学 高齢者に対し、組織的に学習の機会を提供し、生きがいの創造と地域活動の核となる指導者の養成を図り、もって高齢者福祉の増進と健康で明るい地域社会づくりに資することを目的とする。 (1) 所在地等 三木市末広1丁目6-46 三木市福祉会館内 (2) 入学資格 ・市内に住所を有する60歳以上の者 ・自力で通学できる者 (3) 学習課程 教養課程、専門課程(園芸・健康福祉・情報、古典・郷土史) (4) 修学年数 4年 (5) 費用等 入学金 12,000円 受講料 10,000円 (6) 学生数 257名(平成16年4月現在) (7) 運営 三木市高齢者大学運営委員会により管理運営	18 ことぶき学級 高齢者に対し、組織的に学習の機会を提供し、生きがいの創造と地域活動の核となる指導者の養成を図り、生涯学習を通じて、地域社会づくりに資することを目的とする。 (1) 所在地等 吉川町吉安246 吉川町中央公民館内 (2) 入学資格 ・町内に住所を有する60歳以上の者 (3) 学習課程 教養課程、専門課程(園芸・書道・茶道・生花・手芸・詩吟・俳句・歌謡・パソコン) (4) 修学年数 4年 (5) 費用等 入学金 3,000円 (6) 学生数 143名(平成16年4月現在) (7) 運営 ことぶき学級自治会と連携を計りながら運営	現行のとおりとする。 三木市の高齢者大学の入学資格を吉川町まで拡大する。 吉川町のことぶき学級については、三木市の各公民館で行われている生涯学習講座の中での高齢者教室に準じて事業を引続き行う。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	高齢者福祉事業の取扱い
調整内容	19 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
19 在宅介護支援センター運営事業 要援護高齢者や家族の在宅介護等に関する相談に応じ、高齢者の生活を支える体制を構築し、高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 基幹型 ア 事業内容 地域ケア会議の開催 要援護高齢者及び家族等の情報集約 在宅福祉サービス利用状況等の情報の提供 高齢者等の介護に関する総合相談窓口 福祉サービスの利用調整 公的福祉サービスの普及啓発及び開発 (その他高齢者在宅福祉業務を兼務) イ 職員体制 センター長(部長兼務)、保健師、社会福祉士 ウ 設置場所 三木市役所福祉課内 (2) 地域型 ア 事業内容 担当地区内の高齢者の実態把握 公的保健福祉サービスの利用啓発、申請代行 在宅介護等に関する各種の総合相談窓口 介護予防プランの作成 福祉用具の紹介等 イ 委託先 社会福祉法人「秀楽会」 1か所 福祉公社 7か所 委託料 28,464,000円(平成15年度実績)	19 在宅介護支援センター運営事業 要援護高齢者や家族の在宅介護等に関する相談に応じ、高齢者の生活を支える体制を構築し、高齢者の福祉の向上を図る。 (1) 基幹型 ア 事業内容 地域ケア会議の開催 要援護高齢者及び家族等の情報集約 在宅福祉サービス利用状況等の情報の提供 高齢者等の介護に関する総合相談窓口 福祉サービスの利用調整 公的福祉サービスの普及啓発及び開発 イ 職員体制 看護師、社会福祉士 ウ 委託先 さざんかの郷 委託料 9,158,794円(平成15年度実績)	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町の基幹型支援センターは、新市の地域型支援センターに移行する。	

関係法令

老人福祉法

(目的)

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉増進の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に係るある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。

(施設の設置)

第15条 1～2 省略

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4～6 省略

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- (2) 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- (3) その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。)を勘案しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たつて参酌すべき標準を定めるものとする。
- 5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 6 市町村老人福祉計画は、老人保健法第46条の18に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝金の贈呈は、両市町の内容に違いがあるので、近隣市町とのバランスも踏まえ、14年度の野田市シルバープランの見直しの一環でそのあり方を見直すこととし、合併後は当該見直し後の野田市の制度に統一する方向で検討する。 ・福祉会館の管理運営（No.778）は、休館日、夜間開館時間等、両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。 ・短期入所事業（ショートステイ）、緊急情報システムの貸与などは、両市町の制度内容に違いがあるので、野田市の制度を適用する。（介護保険制度との整合性も考慮しつつ、経過措置や野田市の制度の見直しを図りながら、実施する） ・鶴寿園老人デイサービスセンター、緊急一時保護施設、総合福祉会館など、関宿町に該当施設がないものは、野田市の現行のとおりとする。 ・野田市民生委員児童委員協議会は、活動費等が野田市の方が有利であり、合併後組織を一体化し、野田市の制度に統一する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 高齢者紙おむつ支給事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の制度適用者で合併時に入院中の者については、退院まで対象とする。</p> <p>イ 寝たきり老人寝具無料乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町において、合併前に所得税課税世帯で制度を適用している者については、継続して対象とする。</p> <p>ウ 豊浦町の居宅介護支援事業については、廃止する。</p> <p>エ 緊急通報装置設置事業については、豊浦町の制度を適用する。</p> <p>オ 生きがい対策推進事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、内容については、合併後、新市で調整する。</p> <p>カ 地域ふれあいルーム事業について、豊浦町の制度は、当分の間、現行どおりとする。 合併後は、豊浦地区のふれあいルームの増設を図り、新発田市の制度に移行する。</p> <p>キ 豊浦町のほうづきの里の運営については、合併後、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。</p> <p>ク デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町デイサービスセンターの運営方法は、現行どおり新市に引き継ぎ、新発田市社会福祉協議会に事業委託する。</p> <p>ケ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦地区については周辺地区扱いとし、対象年齢については、豊浦町の現行の経過措置を適用し、段階的に引き上げ、平成19年度に統一する。</p> <p>コ 敬老祝金品等贈呈事業について、合併時、両市町の制度は、現行どおりとする。 なお、合併後、新市において新制度を検討する。</p> <p>サ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。 ただし、当分の間、豊浦町の単位老人クラブに対する助成金は、現行の助成額を下回らないように配慮する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国又は県の高齢者福祉事業(補助事業)については、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 2 町単独高齢者福祉事業については、次のものを除き、事業内容等を合併時に調整し、新市において実施する。 高齢者福祉計画は、合併後新市において策定する。 地区敬老会助成及び夢園温泉入場料助成は、廃止する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉計画については、新町において新たに策定する。 2 福祉手当については、中町の例により合併時に統合する。 3 高齢者保健福祉計画については、新町において新たに策定する。 4 敬老会事業については、合併後に再編する。 5 高齢者への記念品等については、合併時に再編する。敬老祝金については、合併時に廃止する。 6 介護予防事業については、合併時または合併後に再編する。生きがい活動支援通所事業については、新町に引き継ぐ。 7 高齢者等住宅関係事業については、加美町の例により合併時に統合する。 8 福祉タクシー・バス券交付事業については、合併時に再編する。

提案第53号

各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについて

各種事務事業（その他各種福祉制度）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月15日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古房夫

- 1 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
- 5 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。
- 6 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。
- 7 福祉会館については、現行のとおりとする。
- 8 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。
- 9 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。
- 10 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	1 生活保護事業については、新市に福祉事務所を設置し、その業務を行う。 2 民生児童委員協議会については、現 3 町の協議会と協議の上、合併時に統合する方向で調整する。 3 福祉タクシー事業については、事業内容を合併時に調整し、新市において実施する。

新市まちづくり計画

- 財政計画検討資料 -



三木市・吉川町合併協議会

三木市・吉川町財政計画検討資料

財政計画作成の基本条件

(1) 基本的な考え方

本計画は合併後の新市において、健全な財政運営が堅持できるかどうかを判断するための「財政のシミュレーション」です。現在の経済状況や行財政制度を基本に合併に伴う変動要因を加味して作成しており、今後の経済情勢や地方財政制度等の変化により変動することもあります。

なお、新市の予算編成については、その時々^々の社会経済情勢を勘案しつつ単年度ごとに収支均衡を図るよう^に行うため本計画が将来の予算編成を拘束するものではありません。

(2) 計画期間

合併後10年間(平成17年から平成26年)の財政計画を策定します。

(3) 作成の前提条件等

国が示した平成16年度地方財政計画を反映させた三木市・吉川町の平成16年度決算見込みをベースに両市町の特殊要因を加味して作成しています。

(4) 作成の範囲

国民健康保険、介護保険等の特別会計、上水道、病院等の公営企業会計を除いた自治体の財政状況を比較するために通常用いられる「普通会計ベース」により作成します。

建設計画に記載する財政計画は、国庫補助、起債等(特定財源)を省いた「一般財源ベース」で表示します。

* 「事業費ベース」と「一般財源ベース」の解説

< 一般財源 >

収入した時点でその用途が特定されておらず、地方自治体の裁量によって使用できる財源です。地方税や地方交付税等がこれにあたります。使用料及び手数料、財産収入、繰入金、寄附金等は、その各々の収納した目的、性格等によって一般財源にも特定財源にもなり得ます。

< 特定財源 >

収入の段階で用途が特定されている財源です。国庫補助金や地方債等があります。

具体例：事業費 200 万円の国庫補助事業の場合

	項 目	割合	金 額 (万円)		
			事業費ベース	一般財源ベース	
歳入	国庫補助金	A	50%	100	/
	起債	B	25%	50	
	市 (一般財源)	C	25%	50	
歳入計				200	50
歳出	投資的経費	C'		200	50
		D		200	
歳出計				200	50

事業費ベース・・・例えば、道路を新たに造るとき、その事業費が200万円かかるとした場合、歳入はA+B+C=200万円となり、歳出はC'+D=200万円となります。すなわち、事業費ベースとは事業費がいくらかかるのかということによって積上げたものです。

一般財源ベース・・・例えば、道路を新たに造るとき、その事業費が200万円かかるとした場合、一般財源（上記で解説）でいくらカバーしているのかということによって積上げたものです。すなわち、歳入はC=50万円となり、歳出はC'=50万円となります。

(5) 歳入・歳出の各費目の概要

本計画を検討するために、財政計画の歳入、歳出の構成と各費目の概要を確認します。

歳入

費目の区分	費目の概要	
地方税	市民税、固定資産税、軽自動車税など住民等に納めていただく税金です。	
地方交付税	地方公共団体ごとの財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国が、一定の基準に基づいて各地方公共団体ごとに標準的な必要額（基準財政需要額）と標準的な収入（基準財政収入額）を見積もり、財源不足が生じる場合に、その不足額を基礎として地方公共団体に交付するものです。	
そ	地方譲与税	地方道路税、自動車重量税等国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されます。
	利子割交付金	利子所得を県が課税し、その一部を市町村に対して交付するものです。
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の利用行為に対して県が課税し、その一部を交付金として市町村に交付するものです。

他の収入	地方消費税 交付金	都道府県が都道府県間における精算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額を当該都道府県の市町村に対して交付するものです。
	自動車取得 税交付金	県が道路に関する費用に充てるために課税した収入額を一定の基準で市町村に交付するものです。
	地方特例 交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間市町村に交付するものです。
	交通安全対 策特別交付 金	激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置等に必要経費として、国が県及び市町村に交付するものです。
	分担金 負担金	地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける団体などから一定の基準によりいただく費用です（幼稚園、保育料、土地改良事業分担金、民生費負担金など）
	使用料及び 手数料	使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者に支払っていただくものです。主なものは、体育施設使用料、住宅使用料（市営住宅の家賃）などです。 手数料は、地方公共団体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として支払っていただくものです。主なものは、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料などです。
	国・県支出金	地方公共団体が行う事業に対して、国及び県が一定の基準により交付する費用です。（教育費国庫負担金、国庫補助金など）
	財産収入	地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、または売払いをすることによって生じる現金収入のことです。主なものは基金利子、不動産売払収入などです。
	繰入金	一般会計、他の特別会計及び基金などの会計の間において、相互に運用資金として繰入れる費用のことをいいます。
	諸収入	上記に該当しない歳入のことで、延滞金、加算金、過料などがこれにあたります。
地方債	特定の歳出（学校や道路の建設等）に充てるため地方公共団体が年度を越えて元利を償還する借入金のことです。建設事業のための借入金が原則ですが、地方税の減税分を補う減税補てん債、交付税財源の不足分を補う臨時財政対策債などの例外的な地方債もあります。	

歳出

費目の区分	費目の概要
人件費	職員・特別職の給与・共済費、議員・委員の報酬等に要する経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、支出される費用のことです。
公債費	地方債の償還に充てる費用です。
投資的経費	いわゆる投資的事業のことで、道路をつくったり、施設を建てたりするための費用です。

物件費	賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、賃借料等です。
補助費	団体に対する負担金や補助金、報奨金、賠償金等です。
積立金	特定の目的のために設けられた基金への積み立てに要する費用で、主なものに財政調整基金、減債基金、福祉基金等があります。
繰出金	他会計に現金を移すための費用です。
その他の支出	維持補修費 公共施設等の維持・補修に使われる費用です。
	投資・出資金・貸付金 投資：地方公共団体が現金を運用し、利子収入を得る目的で投資するための費用です。 出資金：水道や病院等の公営企業会計への出資等にあてられます。 貸付金：団体や個人への貸し付けにあてられる費用です。

(6) 財政計画の構成

合併後の財政計画は次のような順序で計算し、計画を策定していきます。

三木市と吉川町が合併しなかった場合の平成17年度～平成26年までの財政計画を策定します。

三木市単独財政計画	+	吉川町単独財政計画	=	単純合計
-----------	---	-----------	---	------

両市町単純合計

(単位: 百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地方税	10,946	10,978	10,992	10,992	11,013	11,018	11,018	11,018	11,018	11,018	110,011
地方交付税	5,197	5,072	5,055	4,921	4,675	4,683	4,673	4,621	4,540	4,601	48,038
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	44,684
歳入計	20,587	20,514	20,519	20,385	20,160	20,173	20,163	20,111	20,030	20,091	202,733
人件費	6,135	6,127	6,057	5,931	5,980	5,897	5,862	5,758	5,646	5,533	58,926
扶助費	1,194	1,231	1,268	1,305	1,343	1,381	1,420	1,461	1,504	1,547	13,654
公債費	5,160	4,794	4,822	4,660	4,570	4,644	4,636	4,268	3,866	3,625	45,045
投資的経費	1,001	1,365	1,032	866	905	906	919	971	978	932	9,875
物件費	3,018	2,961	2,890	2,890	2,908	2,878	2,878	2,878	2,868	2,868	29,037
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025	19,862
積立金	146	143	143	92	42	39	39	27	26	16	713
繰出金	2,894	2,935	3,009	3,085	3,094	3,158	3,215	3,236	3,222	3,201	31,049
その他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346	4,929
歳出計	22,135	22,273	21,681	21,325	21,325	21,362	21,378	21,006	20,512	20,093	213,090
歳入歳出差引 A	1,548	1,759	1,162	940	1,165	1,189	1,215	895	482	2	10,357



合併に伴う財政効果について

三木市と吉川町が合併した場合、削減される経費と増加する経費があります。また、合併をすることによる臨時的経費に対して国・県の財政支援があります。これらをまとめて財政効果を計算していきます。

- ・削減される経費・・・人件費、議員報酬、特別職の報酬、物件費 等
- ・増加する経費・・・扶助費（生活保護費） 等
- ・財政支援効果・・・普通交付税、特別交付税 等

合併影響額

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地 方 税		5	5	5	5	5	5	5	5	5	45
地 方 交 付 税	220	306	289	203	248	379	284	429	509	535	3,402
そ の 他 の 収 入											0
歳 入 計	220	311	294	208	253	384	289	434	514	540	3,447
人 件 費	39	105	108	92	143	160	198	233	292	353	1,723
扶 助 費	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	94
公 債 費		2	15	12	68	146	138	345	459	496	1,681
投 資 的 経 費	124	481	191	74	35	20	12	20	12	7	758
物 件 費	271	80	144	141	114	114	114	103	108	108	755
補 助 費 等											0
積 立 金		27	25	26		2	2	14	15	25	136
繰 出 金	13	33	33	34	35	36	37	38	39	40	338
そ の 他											0
歳 出 計	125	594	360	77	109	100	137	51	111	103	987
歳 入 歳 出 差 引 A	95	905	654	285	362	484	426	383	403	437	4,434



新市のまちづくり事業にかかる経費

合併をすることによって必要となる建設事業や基金の造成にかかる費用については、その事業費の95%を起債（合併特例債）で対応でき、また、その元利償還金の70%が交付税で補われることとなります。

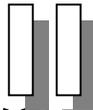
しかしながら事業費の5%は新市の一般財源で賄い、95%の30%（事業費の28.5%）は新市が借金の返済をしていかなければなりません。

このようなことから、新市のまちづくりに必要な事業の経費や借金の返済計画についても財政計画の中へ入れていかなければなりません。

具体的には次項のような事業が考えられます

三木市・吉川町建設計画における主な事業(合併特例債充当を想定しているもの)

事業名	事業概要
消防・防災拠点整備事業	市域拡大による地域の安全確保のため消防庁舎、防災拠点の整備、建設を進める。また、有事の際は一時避難所、救援物資などの搬送拠点として活用し、平常時は市民の防災訓練、教養の場として利用し、市民の安全確保、防災意識の高揚を図る拠点とする。
情報通信基盤整備事業	新市における両市町間の均衡を図るため、現在三木市の一部におけるケーブルテレビ等を市域全体に拡大支援や、情報通信基盤の整備を図る。
吉川地域拠点整備事業	新市の均衡ある発展と支所機能を充実させた行政サービスを行うため地域核となる拠点施設を整備する。
主要幹線道路整備事業	県道との一体性を図るとともに、三木市、吉川町の中心部、及び各公共施設を結ぶアクセス道路を整備する。
埋立処分場建設事業	市域拡大に伴い、旧吉川町域のゴミを搬入、施設の統合を図るため、埋め立て処分場を建設する。
廃棄物処理対策事業	市域拡大に伴い、旧吉川町域のし尿を処理し、施設の統合を図るため、処理場を拡大し整備する。
公園整備事業	新市のシンボル事業として新市に公園を整備し、また、新市の交流と一体性を醸成するため吉川総合公園整備等の整備を進める。
市民活動交流支援センター整備事業	現在、両市町でそれぞれ運営している市民活動団体や国際交流協会等を新市において統合し、住民の手による一体性のあるまちづくりを早期に実現するための育成拠点を整備するとともに、旧市街地の活性化を図る。
公共交通整備事業	吉川町のコミュニティバスをはじめ、市域全体の均衡と一体性を図るため市内の公共交通の充実と整備を図る。
斎場建設整備事業	市域拡大に伴う人口増に対応するため、老朽化の進んだ現施設の近代化、合理化を図るため斎場を建設する。
その他の事業	道路整備、公営住宅整備事業、公共施設改築工事 等



すなわち、 **単純合計 + 合併効果 + 新市の事業**
 = 新市の **財政計画** になります。

新市推計

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地方税	10,946	10,983	10,997	10,997	11,018	11,023	11,023	11,023	11,023	11,023	110,056
地方交付税	5,417	5,378	5,344	5,124	4,923	5,062	4,957	5,050	5,049	5,136	51,440
その他の収入	4,444	4,464	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	4,472	44,684
歳入計	20,807	20,825	20,813	20,593	20,413	20,557	20,452	20,545	20,544	20,631	206,180
人件費	6,096	6,022	5,949	5,839	5,837	5,737	5,664	5,525	5,354	5,180	57,203
扶助費	1,198	1,241	1,278	1,315	1,353	1,391	1,430	1,471	1,514	1,557	13,748
公債費	5,160	4,796	4,837	4,672	4,638	4,790	4,774	4,613	4,325	4,121	46,726
投資的経費	877	884	841	940	940	886	907	951	966	925	9,117
物件費	3,289	2,881	2,746	2,749	2,794	2,764	2,764	2,775	2,760	2,760	28,282
補助費等	2,068	2,224	1,939	1,942	1,919	1,913	1,905	1,893	2,034	2,025	19,862
積立金	146	170	168	118	42	41	41	41	41	41	849
繰出金	2,907	2,968	3,042	3,119	3,129	3,194	3,252	3,274	3,261	3,241	31,387
その他	519	493	521	554	564	546	504	514	368	346	4,929
歳出計	22,260	21,679	21,321	21,248	21,216	21,262	21,241	21,057	20,623	20,196	212,103
歳入歳出差引 A	1,453	854	508	655	803	705	789	512	79	435	5,923